

総合設計制度による公開空地整備ガイドラインの一部を改正するガイドライン

総合設計制度による公開空地整備ガイドラインの一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p data-bbox="308 716 1258 758">総合設計制度による公開空地整備ガイドライン</p> <p data-bbox="647 1451 926 1541">平成7年6月制定 <u>令和8年4月改正</u></p> <p data-bbox="468 1724 1104 1759">大阪市都市計画局建築指導部建築企画課</p>	<p data-bbox="1685 716 2635 758">総合設計制度による公開空地整備ガイドライン</p> <p data-bbox="2024 1451 2320 1541">平成7年6月制定 <u>令和3年11月改正</u></p> <p data-bbox="1846 1724 2481 1759">大阪市都市計画局建築指導部建築企画課</p>

3. 街路別 総合設計（公開空地整備）ガイドライン

堺筋沿道（A街路）

地区名及び地区特性	<ul style="list-style-type: none"> ・道路幅員 総幅員：22.0m 歩道幅員：両側：2.0～3.5m ・街路樹等 樹種：ユリノキ（高木 落葉広葉樹） 植栽帯：ナシ（高木は植栽柵） ・歩道舗装材 カラーコンクリート平板（300□、薄黄色） 車止め（鉄製チェーン付） ・電線の地中化等 両側 地中式 ・用途地域 商業地域 ・容積率 中央大通沿道：1000% その他：800% ・地区の特性 事務所、銀行、証券など業務ビルが多い。歩行者の通行量が多いが、歩道幅員が少なく、電話ボックス、電線の地中化等による路上施設も多く（有効幅員1.5m程度）歩行者にとっては歩きづらい。 歴史的建造物が他の街路に比べ多いため、落ち着いた感じを受ける。 <p>本町通以北の両側沿道： 銀行、証券等の業務ビルが多く、比較的古い建物が見られ、セットバック等を行った新しい建物はほとんど見られない。</p> <p>本町通～久宝寺通の両側沿道： 一階部分に物販が入った比較的新しいビルが多いが、セットバックはあまり見られない。</p> <p>久宝寺通以南の両側沿道： 銀行等の業務ビルが多く、物販はあまり見られない。 また、駐車場等に利用された空地も多く、今後の立ち上がりが期待される。</p>
-----------	--

総合設計（公開空地整備）ガイドライン

誘導方針	歩道状公開空地の整備を積極的に誘導し、現況の歩道幅員を補完し、潤いとゆとりのある歩行者空間を形成する。歩道状公開空地に面する一階部分には、できるだけ物販、サービス等の店舗の誘致に努め、にぎわいの創出に努める。また、主要交差点（A交差点）部では、広場状公開空地を誘導し、地下鉄出入口等との一体整備や低層部での商業、文化系施設の誘導を図り、にぎわいと潤いの形成をめざす。
------	---

区域	土佐堀通から長堀通の両側沿道
----	----------------

空地の配置	<p>堺筋に面して幅員4mの歩道状公開空地を設置する。ただし、次の①又は②に該当する場合は、この限りではない。なお、②に該当する場合に限り、にぎわい施設^(※)（外気に有効に開放されたものに限る。）の上部（地上高さ7m以上の部分）に建築物を設けることができる。</p> <p>①堺筋に面して幅員2m以上の敷地内歩道を設けたうえで、それ以外の適切な位置ににぎわい施設^(※)を設ける場合 ②堺筋に面して幅員2.5m以上の歩道状公開空地を設けたうえで、それ以外の適切な位置ににぎわい施設^(※)を設ける場合</p> <p>敷地境界沿いの歩道状公開空地以外の空地は、その大小にかかわらずまとまりのある広場状空地として整備する。特に主要街路との交差点部では広場状公開空地を設置する。</p>
-------	---

歩道状公開空地	<ul style="list-style-type: none"> ・堺筋に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地は既設公共歩道と一体的に整備する。 ・堺筋に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地には、既設の街路樹と並列に高木植栽を設け、街路樹（ユリノキ）との調和に配慮した樹種選定（高さ、樹形等）とし、街路樹と合わせて格調ある2列植栽を形成する。 ・高木の足元は、ツリーサークル等により歩行上支障のないような計画とし、原則として立ち上げのある植栽柵による低木の設置は行わない
---------	--

広場状公開空地	<ul style="list-style-type: none"> ・地下鉄出入口と効果的に連絡させ、わかりやすく利用しやすい位置に地下鉄出入口を設ける。サンクンガーデン等の積極的な整備により、異なるレベルを連絡する機能を持たせる。 ・地下鉄出入口を設ける空地には、エスカレーターやエレベーターの併設、誘導点字ブロックの設置等高齢者や身体障害者への配慮を十分に行う。
---------	--

※にぎわい施設とは、大阪市総合設計許可取扱要綱実施基準第3.4-5によるにぎわい施設をいう。

3. [同左]

堺筋沿道（A街路）

地区名及び地区特性	<ul style="list-style-type: none"> ・道路幅員 総幅員：22.0m 歩道幅員：両側：2.0～3.5m ・街路樹等 樹種：ユリノキ（高木 落葉広葉樹） 植栽帯：ナシ（高木は植栽柵） ・歩道舗装材 カラーコンクリート平板（300□、薄黄色） 車止め（鉄製チェーン付） ・電線の地中化等 両側 地中式 ・用途地域 商業地域 ・容積率 中央大通沿道：1000% その他：800% ・地区の特性 事務所、銀行、証券など業務ビルが多い。歩行者の通行量が多いが、歩道幅員が少なく、電話ボックス、電線の地中化等による路上施設も多く（有効幅員1.5m程度）歩行者にとっては歩きづらい。 歴史的建造物が他の街路に比べ多いため、落ち着いた感じを受ける。 <p>本町通以北の両側沿道： 銀行、証券等の業務ビルが多く、比較的古い建物が見られ、セットバック等を行った新しい建物はほとんど見られない。</p> <p>本町通～久宝寺通の両側沿道： 一階部分に物販が入った比較的新しいビルが多いが、セットバックはあまり見られない。</p> <p>久宝寺通以南の両側沿道： 銀行等の業務ビルが多く、物販はあまり見られない。 また、駐車場等に利用された空地も多く、今後の立ち上がりが期待される。</p>
-----------	--

総合設計（公開空地整備）ガイドライン

誘導方針	歩道状公開空地の整備を積極的に誘導し、現況の歩道幅員を補完し、潤いとゆとりのある歩行者空間を形成する。歩道状公開空地に面する一階部分には、できるだけ物販、サービス等の店舗の誘致に努め、にぎわいの創出に努める。また、主要交差点（A交差点）部では、広場状公開空地を誘導し、地下鉄出入口等との一体整備や低層部での商業、文化系施設の誘導を図り、にぎわいと潤いの形成をめざす。
------	---

区域	土佐堀通から長堀通の両側沿道
----	----------------

空地の配置	<p>堺筋に面して幅員4mの歩道状公開空地を設置する。ただし、次の①又は②に該当する場合は、この限りではない。なお、②に該当する場合に限り、にぎわい施設^(※)（外気に有効に開放されたものに限る。）の上部（地上高さ7m以上の部分）に建築物を設けることができる。</p> <p>①堺筋に面して幅員2m以上の敷地内歩道を設けたうえで、それ以外の部分ににぎわい施設^(※)を設ける場合 ②堺筋に面して幅員2.5m以上の歩道状公開空地を設けたうえで、それ以外の部分ににぎわい施設^(※)を設ける場合</p> <p>敷地境界沿いの歩道状公開空地以外の空地は、その大小にかかわらずまとまりのある広場状空地として整備する。特に主要街路との交差点部では広場状公開空地を設置する。</p>
-------	---

歩道状公開空地	<ul style="list-style-type: none"> ・堺筋に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地は既設公共歩道と一体的に整備する。 ・堺筋に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地には、既設の街路樹と並列に高木植栽を設け、街路樹（ユリノキ）との調和に配慮した樹種選定（高さ、樹形等）とし、街路樹と合わせて格調ある2列植栽を形成する。 ・高木の足元は、ツリーサークル等により歩行上支障のないような計画とし、原則として立ち上げのある植栽柵による低木の設置は行わない
---------	--

広場状公開空地	<ul style="list-style-type: none"> ・地下鉄出入口と効果的に連絡させ、わかりやすく利用しやすい位置に地下鉄出入口を設ける。サンクンガーデン等の積極的な整備により、異なるレベルを連絡する機能を持たせる。 ・地下鉄出入口を設ける空地には、エスカレーターやエレベーターの併設、誘導点字ブロックの設置等高齢者や身体障害者への配慮を十分に行う。
---------	--

※にぎわい施設とは、大阪市総合設計許可取扱要綱実施基準第3-4-5によるにぎわい施設をいう。

四ツ橋筋沿道（A街路）

地区名及び地区特性	<ul style="list-style-type: none"> ・道路幅員 総幅員：23.0m～24.0m 歩道幅員：両側：4.0m ・街路樹等 樹種：シラカシ（高木 常緑広葉樹）、 ：ボックスウッド（低木 常緑広葉樹）、 ：カンツバキ（低木 常緑広葉樹）、 ：マルシャリンバイ（低木 常緑広葉樹） 植栽帯：両側1.0m 上記高木と低木の連続植栽（植栽帯の立ち上がりなし）
	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道舗装材 コンクリート平板（300□） 車止め（鉄製チェーン付） ・電線の地中化等 両側 地中式 ・用途地域 商業地域 ・容積率 800% ・地区の特性 比較的新しい高層事務所ビルが集積しており、美しい街並みを形成しつつあるが、沿道用途が事務所に特化しており、物販、飲食等の店舗が少なく、通行量も他筋に比してやや少なく、賑わいがあまりない。 街路樹はシラカシの連続植栽であるが樹高が小さく、緑の量感に欠ける。 <p>平野町通以北： 比較的新しい大規模な高層ビルが多く、セットバックしている建物も多数見られる。用途はほとんど業務であり、1階部分には、ショールーム等の立地も見られる。</p> <p>平野町通～中央大通： 高層の事務所ビルと低層で小規模な店舗が混在している。 小規模な店舗は西側に多く、高層の事務所ビルでは1Fに物販、飲食等の店舗が見られる。</p> <p>中央大通以南： 大規模な高層の事務所ビルが大半を占めるが、西側には低層の物販店も見られる。</p>
総合設計（公開空地整備）ガイドライン	
誘導方針	<p>現在形成されつつある沿道景観と歩行者空間の充実をはかり、1階の開放的な利用形態（飲食店、ショールーム等）を進め、空地の質を高める等、より水準の高い街並みをめざす。</p> <p>また、主要交差点（A交差点）部では、広場状公開空地を誘導し、地下鉄出入口等との一体整備や低層部での商業、文化系施設の誘導を図り、賑わいと潤いの形成をめざす。</p> <p>敷地の共同化を積極的に進め、沿道景観の形成と歩行者空間の充実をめざす。</p>
区域	土佐堀通から長堀通の両側沿道
空地の配置	<p>四ツ橋筋に面して幅員4mの歩道状公開空地を設置する。ただし、次の①又は②に該当する場合は、この限りではない。なお、②に該当する場合に限り、にぎわい施設^(※)（外気に有効に開放されたものに限る。）の上部（地上高さ7m以上の部分）に建築物を設けることができる。</p> <p>①四ツ橋筋に面して幅員2m以上の敷地内歩道を設けたうえで、それ以外の適切な位置ににぎわい施設^(※)を設ける場合</p> <p>②四ツ橋筋に面して幅員2.5m以上の歩道状公開空地を設けたうえで、それ以外の適切な位置ににぎわい施設^(※)を設ける場合</p> <p>敷地境界沿いの歩道状公開空地以外の空地は、その大小にかかわらずまとまりのある広場状空地として整備する。特に主要街路との交差点部では広場状公開空地を設置する。</p>
歩道状公開空地	<ul style="list-style-type: none"> ・四ツ橋筋に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地は既設公共歩道と一体的に整備する。 ・四ツ橋筋に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地には、既設の街路樹と並列に高木植栽を設け、街路樹（シラカシ）との調和に配慮した樹種選定（高さ、樹形等）とし、街路樹と合わせて格調ある2列植栽を形成する。 ・植栽は高木の他、歩道空間としての機能に配慮しながら、低木、花木や草花等も適宜配置し、緑豊かで開放的な空間を形成する。 ・彫刻やベンチ等のストリートファニチュアも適宜配置し、憩いの空間の形成にも十分な配慮を行う。
広場状公開空地	<ul style="list-style-type: none"> ・地下鉄出入口と効果的に連絡させ、わかりやすく利用しやすい位置に地下鉄出入口を設ける。サンクンガーデン等の積極的な整備により、異なるレベルを連絡する機能を持たせる。 ・地下鉄出入口を設ける空地には、エスカレーターやエレベーターの併設、誘導点字ブロックの設置等高齢者や身体障害者への配慮を十分に行う。

※にぎわい施設とは、大阪市総合設計許可取扱要綱実施基準第3.4-5によるにぎわい施設をいう。

四ツ橋筋沿道（A街路）

地区名及び地区特性	<ul style="list-style-type: none"> ・道路幅員 総幅員：23.0m～24.0m 歩道幅員：両側：4.0m ・街路樹等 樹種：シラカシ（高木 常緑広葉樹）、 ：ボックスウッド（低木 常緑広葉樹）、 ：カンツバキ（低木 常緑広葉樹）、 ：マルシャリンバイ（低木 常緑広葉樹） 植栽帯：両側1.0m 上記高木と低木の連続植栽（植栽帯の立ち上がりなし）
	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道舗装材 コンクリート平板（300□） 車止め（鉄製チェーン付） ・電線の地中化等 両側 地中式 ・用途地域 商業地域 ・容積率 800% ・地区の特性 比較的新しい高層事務所ビルが集積しており、美しい街並みを形成しつつあるが、沿道用途が事務所に特化しており、物販、飲食等の店舗が少なく、通行量も他筋に比してやや少なく、賑わいがあまりない。 街路樹はシラカシの連続植栽であるが樹高が小さく、緑の量感に欠ける。 <p>平野町通以北： 比較的新しい大規模な高層ビルが多く、セットバックしている建物も多数見られる。用途はほとんど業務であり、1階部分には、ショールーム等の立地も見られる。</p> <p>平野町通～中央大通： 高層の事務所ビルと低層で小規模な店舗が混在している。 小規模な店舗は西側に多く、高層の事務所ビルでは1Fに物販、飲食等の店舗が見られる。</p> <p>中央大通以南： 大規模な高層の事務所ビルが大半を占めるが、西側には低層の物販店も見られる。</p>
総合設計（公開空地整備）ガイドライン	
誘導方針	<p>現在形成されつつある沿道景観と歩行者空間の充実をはかり、1階の開放的な利用形態（飲食店、ショールーム等）を進め、空地の質を高める等、より水準の高い街並みをめざす。</p> <p>また、主要交差点（A交差点）部では、広場状公開空地を誘導し、地下鉄出入口等との一体整備や低層部での商業、文化系施設の誘導を図り、賑わいと潤いの形成をめざす。</p> <p>敷地の共同化を積極的に進め、沿道景観の形成と歩行者空間の充実をめざす。</p>
区域	土佐堀通から長堀通の両側沿道
空地の配置	<p>四ツ橋筋に面して幅員4mの歩道状公開空地を設置する。ただし、次の①又は②に該当する場合は、この限りではない。なお、②に該当する場合に限り、にぎわい施設^(※)（外気に有効に開放されたものに限る。）の上部（地上高さ7m以上の部分）に建築物を設けることができる。</p> <p>①四ツ橋筋に面して幅員2m以上の敷地内歩道を設けたうえで、それ以外の部分ににぎわい施設^(※)を設ける場合</p> <p>②四ツ橋筋に面して幅員2.5m以上の歩道状公開空地を設けたうえで、それ以外の部分ににぎわい施設^(※)を設ける場合</p> <p>敷地境界沿いの歩道状公開空地以外の空地は、その大小にかかわらずまとまりのある広場状空地として整備する。特に主要街路との交差点部では広場状公開空地を設置する。</p>
歩道状公開空地	<ul style="list-style-type: none"> ・四ツ橋筋に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地は既設公共歩道と一体的に整備する。 ・四ツ橋筋に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地には、既設の街路樹と並列に高木植栽を設け、街路樹（シラカシ）との調和に配慮した樹種選定（高さ、樹形等）とし、街路樹と合わせて格調ある2列植栽を形成する。 ・植栽は高木の他、歩道空間としての機能に配慮しながら、低木、花木や草花等も適宜配置し、緑豊かで開放的な空間を形成する。 ・彫刻やベンチ等のストリートファニチュアも適宜配置し、憩いの空間の形成にも十分な配慮を行う。
広場状公開空地	<ul style="list-style-type: none"> ・地下鉄出入口と効果的に連絡させ、わかりやすく利用しやすい位置に地下鉄出入口を設ける。サンクンガーデン等の積極的な整備により、異なるレベルを連絡する機能を持たせる。 ・地下鉄出入口を設ける空地には、エスカレーターやエレベーターの併設、誘導点字ブロックの設置等高齢者や身体障害者への配慮を十分に行う。

※にぎわい施設とは、大阪市総合設計許可取扱要綱実施基準第3-4-5によるにぎわい施設をいう。

なにわ筋沿道（A街路）

地区名及び地区特性	<ul style="list-style-type: none"> ・道路幅員 総幅員：40.0m 歩道幅員：両側：6.0m (歩行者道 2.5m+自転車道 2.0m) ・街路樹等 樹種：イチョウ(高木 落葉針葉樹) ：カンツバキ(低木 常緑広葉樹) 植栽帯：1.5m 上記高木と低木の連続植栽 (植栽の立ち上がりなし) ・歩道舗装材 歩行者道：洗い出しコンクリート平板(300□) 自転車道：インターロッキングブロック(煉瓦色) 車止め(鉄製) ・電線の地中化等 両側 地中式 ・用途地域 商業地域 ・容積率 800% ・地区の特性 歩道幅員が広く、街路樹(イチョウ)も樹形が大きく緑豊かな歩行者空間を形成しているが、沿道建物はほとんどが事務所であり、人の流れがあまりない。 靱公園付近は公園側の高木と道路の植栽の高木とで緑のトンネルが形成されており、歩行者には歩きやすい空間になっている。 店舗等が少なく、他の街路と比べて、あまりは賑やかさがない。 <p>中央大通以北： 比較的新しい大規模な事務所ビルと古い2～3Fの小規模な事務所ビルが混在している。 1階部分でも物販、飲食等の店舗はあまり見られない。</p> <p>中央大通以南の東側： 小規模な事務所ビルが多いが、1階部分には、飲食等の店舗が見られる。 また、空地も目立つ。</p> <p>中央大通以南の西側： 比較的大規模な事務所ビルが多い。</p>
	総合設計(公開空地整備)ガイドライン
誘導方針	<p>現在形成されつつある沿道景観と歩行者空間の充実をはかり、1階の開放的な利用形態(飲食店、ショールーム等)を進め、空地の質を高める等、より水準の高い街並みをめざす。</p> <p>敷地の共同化を積極的に進め、沿道景観の形成と歩行者空間の充実をめざす。</p>
区域	土佐堀通から長堀通の両側沿道
空地の配置	<p>なにわ筋に面して幅員4mの歩道状公開空地を設置する。ただし、次の①又は②に該当する場合は、この限りではない。なお、②に該当する場合に限り、にぎわい施設^(※)(外気に有効に開放されたものに限る。)の上部(地上高さ7m以上の部分)に建築物を設けることができる。</p> <p>①なにわ筋に面して幅員2m以上の敷地内歩道を設けたうえで、それ以外の適切な位置^(※)ににぎわい施設^(※)を設ける場合</p> <p>②なにわ筋に面して幅員2.5m以上の歩道状公開空地を設けたうえで、それ以外の適切な位置^(※)ににぎわい施設^(※)を設ける場合</p> <p>敷地境界沿いの歩道状公開空地以外の空地は、その大小にかかわらずまとまりのある広場状空地として整備する。特に主要街路との交差点部では広場状公開空地を設置する。</p>
歩道状公開空地	<ul style="list-style-type: none"> ・なにわ筋に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地は既設公共歩道と一体的に整備する。 ・なにわ筋に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地には、既設の街路樹と並列に高木植栽を設け、街路樹(イチョウ)との、調和に配慮した樹種選定(高さ、樹形等)とし、街路樹と合わせて格調ある2列植栽を形成する。 ・植栽は高木の他、歩道空間としての機能に配慮しながら、低木、花木や草花等も適宜配置し、緑豊かで開放的な空間を形成する。 ・彫刻やベンチ等のストリートファニチュアも適宜配置し、憩いの空間の形成にも十分な配慮を行う。 ・バスストップ付近では、バス停と一体的な整備を行う。
広場状公開空地	<p>_____</p>

※にぎわい施設とは、大阪市総合設計許可取扱要綱実施基準第3.4-5によるにぎわい施設をいう。

なにわ筋沿道（A街路）

地区名及び地区特性	<ul style="list-style-type: none"> ・道路幅員 総幅員：40.0m 歩道幅員：両側：6.0m (歩行者道 2.5m+自転車道 2.0m) ・街路樹等 樹種：イチョウ(高木 落葉針葉樹) ：カンツバキ(低木 常緑広葉樹) 植栽帯：1.5m 上記高木と低木の連続植栽 (植栽の立ち上がりなし) ・歩道舗装材 歩行者道：洗い出しコンクリート平板(300□) 自転車道：インターロッキングブロック(煉瓦色) 車止め(鉄製) ・電線の地中化等 両側 地中式 ・用途地域 商業地域 ・容積率 800% ・地区の特性 歩道幅員が広く、街路樹(イチョウ)も樹形が大きく緑豊かな歩行者空間を形成しているが、沿道建物はほとんどが事務所であり、人の流れがあまりない。 靱公園付近は公園側の高木と道路の植栽の高木とで緑のトンネルが形成されており、歩行者には歩きやすい空間になっている。 店舗等が少なく、他の街路と比べて、あまりは賑やかさがない。 <p>中央大通以北： 比較的新しい大規模な事務所ビルと古い2～3Fの小規模な事務所ビルが混在している。 1階部分でも物販、飲食等の店舗はあまり見られない。</p> <p>中央大通以南の東側： 小規模な事務所ビルが多いが、1階部分には、飲食等の店舗が見られる。 また、空地も目立つ。</p> <p>中央大通以南の西側： 比較的大規模な事務所ビルが多い。</p>
	総合設計(公開空地整備)ガイドライン
誘導方針	<p>現在形成されつつある沿道景観と歩行者空間の充実をはかり、1階の開放的な利用形態(飲食店、ショールーム等)を進め、空地の質を高める等、より水準の高い街並みをめざす。</p> <p>敷地の共同化を積極的に進め、沿道景観の形成と歩行者空間の充実をめざす。</p>
区域	土佐堀通から長堀通の両側沿道
空地の配置	<p>なにわ筋に面して幅員4mの歩道状公開空地を設置する。ただし、次の①又は②に該当する場合は、この限りではない。なお、②に該当する場合に限り、にぎわい施設^(※)(外気に有効に開放されたものに限る。)の上部(地上高さ7m以上の部分)に建築物を設けることができる。</p> <p>①なにわ筋に面して幅員2m以上の敷地内歩道を設けたうえで、それ以外の部分^(※)ににぎわい施設^(※)を設ける場合</p> <p>②なにわ筋に面して幅員2.5m以上の歩道状公開空地を設けたうえで、それ以外の部分^(※)ににぎわい施設^(※)を設ける場合</p> <p>敷地境界沿いの歩道状公開空地以外の空地は、その大小にかかわらずまとまりのある広場状空地として整備する。特に主要街路との交差点部では広場状公開空地を設置する。</p>
歩道状公開空地	<ul style="list-style-type: none"> ・なにわ筋に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地は既設公共歩道と一体的に整備する。 ・なにわ筋に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地には、既設の街路樹と並列に高木植栽を設け、街路樹(イチョウ)との、調和に配慮した樹種選定(高さ、樹形等)とし、街路樹と合わせて格調ある2列植栽を形成する。 ・植栽は高木の他、歩道空間としての機能に配慮しながら、低木、花木や草花等も適宜配置し、緑豊かで開放的な空間を形成する。 ・彫刻やベンチ等のストリートファニチュアも適宜配置し、憩いの空間の形成にも十分な配慮を行う。 ・バスストップ付近では、バス停と一体的な整備を行う。
広場状公開空地	<p>_____</p>

※にぎわい施設とは、大阪市総合設計許可取扱要綱実施基準第3-4-5によるにぎわい施設をいう。

土佐堀通沿道（A街路）

地区名及び地区特性	・道路幅員	四ツ橋筋以东：総幅員：22.0m 歩道幅員：両側：2.5m 四ツ橋筋以西：総幅員：30.0m 歩道幅員：両側：5.0m
	・街路樹等	四ツ橋筋以东：樹種：ユリノキ（高木 落葉広葉樹） 四ツ橋筋以西：樹種：ユリノキ（高木 落葉広葉樹） 四ツ橋筋以东：植栽帯：ナシ（高木は植栽樹） 四ツ橋筋以西：植栽帯：1.0m 上記高木と低木の連続植栽（植栽帯の立ち上がりなし）
地区の特性	・歩道舗装材	インターロッキングブロック 車止め（鉄製）
	・電線の地中化等	御堂筋以东：両側：高架式 御堂筋以西：両側：地中式
用途地域	・用途地域	商業地域
	・容積率	御堂筋～西横堀：1000% その他：800%
地区の特性	・地区の特性	銀行、証券等のオフィスを主体としたビジネスゾーンを形成しているが、大川・中之島地区と並行する街路であり一部の区間や交差点よりそれらの景観も望め、また、道路幅員構成や沿道の街区形状、敷地規模等も区間及び南北によりかなり異なり、統一感はないが変化のある沿道景観を形成している。
	・地区の特性	四ツ橋筋以东の北側沿道： 大川と土佐堀通に挟まれた街区となっており、南北の街区巾は10～15mしかなく、車等のアクセスも通り側に限定されている。したがって、建築規模も小さく、外壁後退、広場等のスペースは全く見られない。大部分が業務施設であるが、一階部分には一部商業施設も見られる。 四ツ橋筋以东の南側沿道： 古くからのビジネス街であり、ほとんどが証券、銀行等の大規模な建築物であり、証券取引所等の歴史的建造物も見られる。地下鉄出入口周辺の一階には、商業・サービス施設も立地している。整然とした風格のある街並みを形成しているが、壁面後退、広場等の空地はあまり見られず、歩道幅員も2.5mと狭いため、歩行者にとって潤い・ゆとりといった空間の不足が顕著である。 四ツ橋筋以西の北側沿道： これらの区間では近年に建築物の更新が進み、比較的大規模な建築物が立地している。空地等の確保も図られた建築物も多く、歩道幅員が5.0mとゆとりがあることと相まって、ゆとりのある空間を形成しつつある。また、大部分が業務施設であるが、比較的新しい建築物では一階部分をショールームやギャラリーとしている。

総合設計（公開空地整備）ガイドライン

誘導方針	四ツ橋筋以东の北側沿道： 歩道部分の不足は顕著であるが、街区幅がきわめて少ないため、ここでは全面的な壁面後退は求めず、大川・中之島への景観に配慮したポケットスペースの整備及び1階部分での壁面後退を積極的に誘導する。
	四ツ橋筋以东の南側沿道： 歩道状公開空地の整備を積極的に誘導し、潤いとゆとりのある歩行者空間を形成する。また、主要交差点（A交差点）部では広場状公開空地を誘導し、地下鉄出入口との一体的整備や低層部での商業、文化系施設の誘導を図り、賑わいと潤いの形成をめざす。 四ツ橋筋以西の北側沿道： 現在形成されつつある沿道景観と歩行者空間の充実をはかり、1階の開放的な利用形態（飲食店、ショールーム等）を進め、空地の質を高める等、より水準の高い街並みをめざす。 四ツ橋筋以西の南側沿道： 敷地の共同化を積極的に進め、沿道景観の形成と歩行者空間の充実をめざす。

地区別ガイドライン

区域	四ツ橋筋以东の北側沿道	四ツ橋筋以西の南側沿道	四ツ橋筋以西の両側沿道
----	-------------	-------------	-------------

空地の配置	土佐堀通に面しては、低層部をセットバックさせ、ピロティ等の設置に努め、十分な歩行者空間の確保を図る。	土佐堀通に面して幅員4mの歩道状公開空地を設置する。ただし、次の①又は②に該当する場合は、この限りではない。なお、②に該当する場合に限り、にぎわい施設 ^(※) （外気に有効に開放されたものに限る。）の上部（地上高さ7m以上の部分）に建築物を設けることができる。 ①土佐堀通に面して幅員2m以上の敷地内歩道を設けたうえで、それ以外の適切な位置ににぎわい施設 ^(※) を設ける場合 ②土佐堀通に面して幅員2.5m以上の歩道状公開空地を設けたうえで、それ以外の適切な位置ににぎわい施設 ^(※) を設ける場合	土佐堀通に面して幅員4mの歩道状公開空地を設置する。ただし、次の①又は②に該当する場合は、この限りではない。なお、②に該当する場合に限り、にぎわい施設 ^(※) （外気に有効に開放されたものに限る。）の上部（地上高さ7m以上の部分）に建築物を設けることができる。 ①土佐堀通に面して幅員2m以上の敷地内歩道を設けたうえで、それ以外の適切な位置ににぎわい施設 ^(※) を設ける場合 ②土佐堀通に面して幅員2.5m以上の歩道状公開空地を設けたうえで、それ以外の適切な位置ににぎわい施設 ^(※) を設ける場合
	広場状公開空地の配置は大川への景観的配慮を行う。	敷地境界沿いの歩道状公開空地以外は、その大小にかかわらずまとまりのある広場状空地として整備する。特に主要街路との交差点部では広場状公開空地を設置する。	

歩道状公開空地	・土佐堀通に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地は既設公共歩道と一体的に整備する。 ・土佐堀通に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地には、既設の街路樹と並列に高木植栽を設け、街路樹（ユリノキ）との調和に配慮した樹種選定（高さ、樹形等）とし、街路樹と合わせて格調ある2列植栽を形成する。 ・バスストップ付近では、バス停と一体的な整備を行う。	・土佐堀通に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地は既設公共歩道と一体的に整備する。 ・土佐堀通に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地には、既設の街路樹と並列に高木植栽を設け、街路樹（ユリノキ）との調和に配慮した樹種選定（高さ、樹形等）とし、街路樹と合わせて格調ある2列植栽を形成する。 ・バスストップ付近では、バス停と一体的な整備を行う。
	・高木の足元は、ツリーサークル等により、歩行上支障のないような計画とし原則として立ち上げのある植栽柵による低木の設置は行わない。 ・バスストップ付近では、バスシェルター、ベンチ	・植栽は高木の他、歩道空間としての機能に配慮しながら、低木、花木や草花等も適宜配置し、緑豊かで、開放的な空間を形成する。 ・彫刻やベンチ等のストリートファニチュアも適宜

土佐堀通沿道（A街路）

地区名及び地区特性	・道路幅員	四ツ橋筋以东：総幅員：22.0m 歩道幅員：両側：2.5m 四ツ橋筋以西：総幅員：30.0m 歩道幅員：両側：5.0m
	・街路樹等	四ツ橋筋以东：樹種：ユリノキ（高木 落葉広葉樹） 四ツ橋筋以西：樹種：ユリノキ（高木 落葉広葉樹） 四ツ橋筋以东：植栽帯：ナシ（高木は植栽樹） 四ツ橋筋以西：植栽帯：1.0m 上記高木と低木の連続植栽（植栽帯の立ち上がりなし）
地区の特性	・歩道舗装材	インターロッキングブロック 車止め（鉄製）
	・電線の地中化等	御堂筋以东：両側：高架式 御堂筋以西：両側：地中式
用途地域	・用途地域	商業地域
	・容積率	御堂筋～西横堀：1000% その他：800%
地区の特性	・地区の特性	銀行、証券等のオフィスを主体としたビジネスゾーンを形成しているが、大川・中之島地区と並行する街路であり一部の区間や交差点よりそれらの景観も望め、また、道路幅員構成や沿道の街区形状、敷地規模等も区間及び南北によりかなり異なり、統一感はないが変化のある沿道景観を形成している。
	・地区の特性	四ツ橋筋以东の北側沿道： 大川と土佐堀通に挟まれた街区となっており、南北の街区巾は10～15mしかなく、車等のアクセスも通り側に限定されている。したがって、建築規模も小さく、外壁後退、広場等のスペースは全く見られない。大部分が業務施設であるが、一階部分には一部商業施設も見られる。 四ツ橋筋以东の南側沿道： 古くからのビジネス街であり、ほとんどが証券、銀行等の大規模な建築物であり、証券取引所等の歴史的建造物も見られる。地下鉄出入口周辺の一階には、商業・サービス施設も立地している。整然とした風格のある街並みを形成しているが、壁面後退、広場等の空地はあまり見られず、歩道幅員も2.5mと狭いため、歩行者にとって潤い・ゆとりといった空間の不足が顕著である。 四ツ橋筋以西の北側沿道： これらの区間では近年に建築物の更新が進み、比較的大規模な建築物が立地している。空地等の確保も図られた建築物も多く、歩道幅員が5.0mとゆとりがあることと相まって、ゆとりのある空間を形成しつつある。また、大部分が業務施設であるが、比較的新しい建築物では一階部分をショールームやギャラリーとしている。

総合設計（公開空地整備）ガイドライン

誘導方針	四ツ橋筋以东の北側沿道： 歩道部分の不足は顕著であるが、街区幅がきわめて少ないため、ここでは全面的な壁面後退は求めず、大川・中之島への景観に配慮したポケットスペースの整備及び1階部分での壁面後退を積極的に誘導する。
	四ツ橋筋以东の南側沿道： 歩道状公開空地の整備を積極的に誘導し、潤いとゆとりのある歩行者空間を形成する。また、主要交差点（A交差点）部では広場状公開空地を誘導し、地下鉄出入口との一体的整備や低層部での商業、文化系施設の誘導を図り、賑わいと潤いの形成をめざす。 四ツ橋筋以西の北側沿道： 現在形成されつつある沿道景観と歩行者空間の充実をはかり、1階の開放的な利用形態（飲食店、ショールーム等）を進め、空地の質を高める等、より水準の高い街並みをめざす。 四ツ橋筋以西の南側沿道： 敷地の共同化を積極的に進め、沿道景観の形成と歩行者空間の充実をめざす。

地区別ガイドライン

区域	四ツ橋筋以东の北側沿道	四ツ橋筋以西の南側沿道	四ツ橋筋以西の両側沿道
----	-------------	-------------	-------------

空地の配置	土佐堀通に面しては、低層部をセットバックさせ、ピロティ等の設置に努め、十分な歩行者空間の確保を図る。	土佐堀通に面して幅員4mの歩道状公開空地を設置する。ただし、次の①又は②に該当する場合は、この限りではない。なお、②に該当する場合に限り、にぎわい施設 ^(※) （外気に有効に開放されたものに限る。）の上部（地上高さ7m以上の部分）に建築物を設けることができる。 ①土佐堀通に面して幅員2m以上の敷地内歩道を設けたうえで、それ以外の部分ににぎわい施設 ^(※) を設ける場合 ②土佐堀通に面して幅員2.5m以上の歩道状公開空地を設けたうえで、それ以外の部分ににぎわい施設 ^(※) を設ける場合	土佐堀通に面して幅員4mの歩道状公開空地を設置する。ただし、次の①又は②に該当する場合は、この限りではない。なお、②に該当する場合に限り、にぎわい施設 ^(※) （外気に有効に開放されたものに限る。）の上部（地上高さ7m以上の部分）に建築物を設けることができる。 ①土佐堀通に面して幅員2m以上の敷地内歩道を設けたうえで、それ以外の部分ににぎわい施設 ^(※) を設ける場合 ②土佐堀通に面して幅員2.5m以上の歩道状公開空地を設けたうえで、それ以外の部分ににぎわい施設 ^(※) を設ける場合
	広場状公開空地の配置は大川への景観的配慮を行う。	敷地境界沿いの歩道状公開空地以外は、その大小にかかわらずまとまりのある広場状空地として整備する。特に主要街路との交差点部では広場状公開空地を設置する。	

歩道状公開空地	・土佐堀通に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地は既設公共歩道と一体的に整備する。 ・土佐堀通に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地には、既設の街路樹と並列に高木植栽を設け、街路樹（ユリノキ）との調和に配慮した樹種選定（高さ、樹形等）とし、街路樹と合わせて格調ある2列植栽を形成する。 ・バスストップ付近では、バス停と一体的な整備を行う。	・土佐堀通に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地は既設公共歩道と一体的に整備する。 ・土佐堀通に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地には、既設の街路樹と並列に高木植栽を設け、街路樹（ユリノキ）との調和に配慮した樹種選定（高さ、樹形等）とし、街路樹と合わせて格調ある2列植栽を形成する。 ・バスストップ付近では、バス停と一体的な整備を行う。
	・高木の足元は、ツリーサークル等により、歩行上支障のないような計画とし原則として立ち上げのある植栽柵による低木の設置は行わない。 ・バスストップ付近では、バスシェルター、ベンチ	・植栽は高木の他、歩道空間としての機能に配慮しながら、低木、花木や草花等も適宜配置し、緑豊かで、開放的な空間を形成する。 ・彫刻やベンチ等のストリートファニチュアも適宜

		等、バスの利用者がバスを待つための空間を整備する。 またこれら施設が歩行者の通行の妨げにならないよう空地の拡幅等を行い十分な空間を確保する。	配置し、憩いの空間の形成にも十分な配慮を行う。
広場 状 公 開 空 地	<ul style="list-style-type: none"> 地下鉄出入口と効果的に連絡させ、わかりやすく利用しやすい位置に地下鉄出入口を設ける。 サンクンガーデン等の積極的な整備により異なるレベルを連絡する機能をもたせる。 地下鉄出入口を設ける空地には、エスカレーターやエレベーターの併設、誘導点字ブロックの設置等高齢者や身体障害者への配慮を十分に行う。 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ピロティは歩行者空間としての機能に充分留意したものとし、できるだけ歩道状公開空地と同様の配慮（バスストップへの配慮等）を行う。 ピロティは、充分な高さ（5m以上）を確保する。 		

※にぎわい施設とは、大阪市総合設計許可取扱要綱実施基準第3.4-5によるにぎわい施設をいう。

		等、バスの利用者がバスを待つための空間を整備する。 またこれら施設が歩行者の通行の妨げにならないよう空地の拡幅等を行い十分な空間を確保する。	配置し、憩いの空間の形成にも十分な配慮を行う。
広場 状 公 開 空 地	<ul style="list-style-type: none"> 地下鉄出入口と効果的に連絡させ、わかりやすく利用しやすい位置に地下鉄出入口を設ける。 サンクンガーデン等の積極的な整備により異なるレベルを連絡する機能をもたせる。 地下鉄出入口を設ける空地には、エスカレーターやエレベーターの併設、誘導点字ブロックの設置等高齢者や身体障害者への配慮を十分に行う。 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ピロティは歩行者空間としての機能に充分留意したものとし、できるだけ歩道状公開空地と同様の配慮（バスストップへの配慮等）を行う。 ピロティは、充分な高さ（5m以上）を確保する。 		

※にぎわい施設とは、大阪市総合設計許可取扱要綱実施基準第3-4-5によるにぎわい施設をいう。

本町通沿道（A街路）

地区名及び地区特性	<ul style="list-style-type: none"> ・道路幅員 総幅員：22.0m 歩道幅員：両側：2.5m～3.0m ・街路樹等 樹種：プラタナス（高木 落葉広葉樹） 植栽帯：ナシ（植栽樹） ・歩道舗装材 洗い出しコンクリート平板（六角） 車止め（鉄製） ・電線の地中化等 両側 高架式 ・用途地域 商業地域 ・容積率 中央大道沿道：1000% 西横堀～なにわ筋：800% その他：600% ・地区の特性 業務物販などが混在している地域で、歩行者が多いが、通行量のわりに歩道が狭く、ゆとりがない。 高層建築物が多く、ビジネス街といった感じもあるが、まだ所々に間口の狭い店舗などもある。 <p>四ツ橋筋以東： 銀行や証券等の建築規模の大きな高層の事務所ビルが多い。 1階部分には物販、飲食店も多く、通行量も多い。</p> <p>四ツ橋筋以西： 中規模の事務所ビルが多い。</p>
	総合設計（公開空地整備）ガイドライン
誘導方針	歩道状公開空地の整備を積極的に誘導し、現況の歩道幅員を補完し、潤いとゆとりのある歩行者空間を形成する。 歩道状公開空地に面する1階部分には、できるだけ物販、サービス等の店舗の誘致に努め、にぎわいの創出に努める。 また、主要交差点（A交差点）部では、広場状公開空地を誘導し、地下鉄出入口等との一体整備や低層部での商業、文化系施設の誘導を図り、にぎわいと潤いの形成をめざす。
区域	なにわ筋から東横堀川の両側沿道
空地の配置	<p>本町通に面して幅員4mの歩道状公開空地を設置する。ただし、次の①又は②に該当する場合はこの限りでない。なお、②に該当する場合に限り、にぎわい施設^(※)（外気に有効に開放されたものに限る。）の上部（地上高さ7m以上の部分）に建築物を設けることができる。</p> <p>①本町通に面して幅員2m以上の敷地内歩道を設けたうえで、それ以外の適切な位置ににぎわい施設^(※)を設ける場合 ②本町通に面して幅員2.5m以上の歩道状公開空地を設けたうえで、それ以外の適切な位置ににぎわい施設^(※)を設ける場合</p> <p>敷地境界沿いの歩道状公開空地以外の空地は、その大小にかかわらずまとまりのある広場状空地として整備する。 特に主要街路との交差点部では広場状公開空地を設置する。</p>
歩道状公開空地	<ul style="list-style-type: none"> ・本町通に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地は既設公共歩道と一体的に整備する。 ・本町通に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地には、既設の街路樹と並列に高木植栽を設け、街路樹（プラタナス）との調和に配慮した樹種選定（高さ、樹形等）とし、街路樹と合わせて格調ある2列植栽を形成する。 ・高木の足元は、ツリーサークル等により歩行上支障のないような計画とし、原則として植栽樹による低木の設置は行わない。
広場状公開空地	<ul style="list-style-type: none"> ・地下鉄出入口と効果的に連絡させ、わかりやすく利用しやすい位置に地下鉄出入口を設ける。 サンクンガーデン等の積極的な整備により、異なるレベルを連絡する横能を持たせる。 ・地下鉄出入口を設ける空地には、エスカレーターやエレベーターの併設、誘導点字ブロックの設置等高齢者や身体障害者への配慮を十分に行う。

※にぎわい施設とは、大阪市総合設計許可取扱要綱実施基準第3.4-5によるにぎわい施設をいう。

本町通沿道（A街路）

地区名及び地区特性	<ul style="list-style-type: none"> ・道路幅員 総幅員：22.0m 歩道幅員：両側：2.5m～3.0m ・街路樹等 樹種：プラタナス（高木 落葉広葉樹） 植栽帯：ナシ（植栽樹） ・歩道舗装材 洗い出しコンクリート平板（六角） 車止め（鉄製） ・電線の地中化等 両側 高架式 ・用途地域 商業地域 ・容積率 中央大道沿道：1000% 西横堀～なにわ筋：800% その他：600% ・地区の特性 業務物販などが混在している地域で、歩行者が多いが、通行量のわりに歩道が狭く、ゆとりがない。 高層建築物が多く、ビジネス街といった感じもあるが、まだ所々に間口の狭い店舗などもある。 <p>四ツ橋筋以東： 銀行や証券等の建築規模の大きな高層の事務所ビルが多い。 1階部分には物販、飲食店も多く、通行量も多い。</p> <p>四ツ橋筋以西： 中規模の事務所ビルが多い。</p>
	総合設計（公開空地整備）ガイドライン
誘導方針	歩道状公開空地の整備を積極的に誘導し、現況の歩道幅員を補完し、潤いとゆとりのある歩行者空間を形成する。 歩道状公開空地に面する1階部分には、できるだけ物販、サービス等の店舗の誘致に努め、にぎわいの創出に努める。 また、主要交差点（A交差点）部では、広場状公開空地を誘導し、地下鉄出入口等との一体整備や低層部での商業、文化系施設の誘導を図り、にぎわいと潤いの形成をめざす。
区域	なにわ筋から東横堀川の両側沿道
空地の配置	<p>本町通に面して幅員4mの歩道状公開空地を設置する。ただし、次の①又は②に該当する場合はこの限りでない。なお、②に該当する場合に限り、にぎわい施設^(※)（外気に有効に開放されたものに限る。）の上部（地上高さ7m以上の部分）に建築物を設けることができる。</p> <p>①本町通に面して幅員2m以上の敷地内歩道を設けたうえで、それ以外の部分ににぎわい施設^(※)を設ける場合 ②本町通に面して幅員2.5m以上の歩道状公開空地を設けたうえで、それ以外の部分ににぎわい施設^(※)を設ける場合</p> <p>敷地境界沿いの歩道状公開空地以外の空地は、その大小にかかわらずまとまりのある広場状空地として整備する。 特に主要街路との交差点部では広場状公開空地を設置する。</p>
歩道状公開空地	<ul style="list-style-type: none"> ・本町通に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地は既設公共歩道と一体的に整備する。 ・本町通に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地には、既設の街路樹と並列に高木植栽を設け、街路樹（プラタナス）との調和に配慮した樹種選定（高さ、樹形等）とし、街路樹と合わせて格調ある2列植栽を形成する。 ・高木の足元は、ツリーサークル等により歩行上支障のないような計画とし、原則として植栽樹による低木の設置は行わない。
広場状公開空地	<ul style="list-style-type: none"> ・地下鉄出入口と効果的に連絡させ、わかりやすく利用しやすい位置に地下鉄出入口を設ける。 サンクンガーデン等の積極的な整備により、異なるレベルを連絡する横能を持たせる。 ・地下鉄出入口を設ける空地には、エスカレーターやエレベーターの併設、誘導点字ブロックの設置等高齢者や身体障害者への配慮を十分に行う。

※にぎわい施設とは、大阪市総合設計許可取扱要綱実施基準第3-4-5によるにぎわい施設をいう。

中央大通沿道（A街路）	
地区名及び地区特性	<ul style="list-style-type: none"> ・道路幅員 四ツ橋筋以東：総幅員：80.0m 歩道幅員：両側：3.0m～7.0m 四ツ橋筋以西：総幅員：80.0m 歩道幅員：両側：1.0m ・街路樹等 四ツ橋筋以東：樹種：イチョウ（高木 落葉針葉樹）、 ：ボックスウッド（低木 常緑広葉樹） 四ツ橋筋以西：樹種：プラタナス（高木 落葉広葉樹）、 ：クスノキ（高木 常緑広葉樹） ：ボックスウッド（低木 常緑広葉樹） 四ツ橋筋以東：植栽帯：1.5m 上記高木と低木の連続植栽 （植栽帯の立上りなし） 四ツ橋筋以西：植栽帯：1.5m 上記高木（プラタナスとクスノキの規則形混合）と低木の連続積載 （植栽帯の立上りなし） ・歩道舗装材 歩行者道：磁器質タイル（300□） 自転車道：インターロッキングブロック（煉瓦色） ・電線の地中化等 両側 地中式 ・用途地域 商業地域 ・容積率 西横堀以東：1000% 西横堀以西：800% ・地区の特性 総幅員は80mときわめて広いが、道路中央部に四ツ橋筋以東では船場センタービル、以西でも阪神高速の高架があり、景観的に南北が分断されている。 また、歩道上に街路樹はあるが、中央分離帯には植栽はなく、スケールオーバーした大構造物によって無機質の印象を受ける。 沿道建物は業務を主体とした大規模な事務所ビルが多いが、小規模な物販店なども混在している。 歩道幅員は比較的広いが、主要交差点（A交差点）に限らず、歩道上に地下鉄の出入口が多数見られ、出入口付近では、駐輪も多く歩きづらい所も見られる。 三休橋通筋以東：大規模業務ビルと小規模な業務ビルが混在している。1階部分は、物販及び飲食等の店舗が見られる。 三休橋筋～御堂筋：小規模な物販店が多い。 歩行者が多く、看板等の路上占有物も多く、やや雑然とした印象を安ける。 御堂筋～四ツ橋筋：比較的大規模な業務ビルが多い。1階にはショールーム等に利用されているものは見られるものの店舗は少ない。 四ツ橋通筋以西：銀行等の大規模な業務ビルと小規模な業務ビルが混在している。1階部分は物販及び飲食等の店舗が見られる。
	総合設計（公開空地整備）ガイドライン
誘導方針	<p>歩道状公開空地の整備を積極的に誘導し、植栽等による歩行者空間の充実をはかり、道路中央部の高速道路の高架等の圧迫感をやわらげ、潤いとゆとりのある沿道空間を形成する。</p> <p>1階の開放的な利用形態（飲食店、ショールーム等）を進め、空地の質を高める等、より水準の高い街並みをめざす。主要交差点（A交差点）部では、広場状公開空地を誘導し、地下鉄出入口等との一体的整備や低層部での商業、文化系施設の誘導を図り、にぎわいと潤いの形成をめざす。</p> <p>敷地の共同化を積極的に進め、沿道景観の形成と歩行者空間の充実をめざす。</p>
区域	なにわ筋から東横堀川の両側沿道
空地の配置	<p>中央大通に面して幅員4mの歩道状公開空地を設置する。ただし、次の①又は②に該当する場合は、この限りではない。なお、②に該当する場合に限り、にぎわい施設^(※)（外気に有効に開放されたものに限る。）の上部（地上高さ7m以上の部分）に建築物を設けることができる。</p> <p>①中央大通に面して幅員2m以上の敷地内歩道を設けたうえで、それ以外の適切な位置ににぎわい施設^(※)を設ける場合</p> <p>②中央大通に面して幅員2.5m以上の歩道状公開空地を設けたうえで、それ以外の適切な位置ににぎわい施設^(※)を設ける場合</p> <p>敷地境界沿いの歩道状公開空地以外の空地は、その大小にかかわらずまとまりのある広場状空地として整備する。特に主要街路との交差点部では広場状公開空地を設置する。</p>
歩道状公開空地	<ul style="list-style-type: none"> ・中央大通に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地は既設公共歩道と一体的に整備する。 ・中央大通に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地には、既設の街路樹と並列に高木植栽を設け、街路樹（イチョウ）との調和に配慮した樹種選定（高さ、樹形等）とし、街路樹と合わせて格調ある2列植栽を形成する。 ・植栽は高木の他、歩道空間としての機能に配慮しながら、低木、花木や草花等も適宜配置し、緑豊かで開放的な空間を形成する。 ・彫刻やベンチ等のストリートファニチュアも適宜配置し、憩いの空間の形成にも十分な配慮を行う。 ・地下鉄出入口に面する所では植栽位置や、ストリートファニチュア等の配置に十分な配慮を行い、スムーズな歩行者動線を確保する。

中央大通沿道（A街路）	
地区名及び地区特性	<ul style="list-style-type: none"> ・道路幅員 四ツ橋筋以東：総幅員：80.0m 歩道幅員：両側：3.0m～7.0m 四ツ橋筋以西：総幅員：80.0m 歩道幅員：両側：1.0m ・街路樹等 四ツ橋筋以東：樹種：イチョウ（高木 落葉針葉樹）、 ：ボックスウッド（低木 常緑広葉樹） 四ツ橋筋以西：樹種：プラタナス（高木 落葉広葉樹）、 ：クスノキ（高木 常緑広葉樹） ：ボックスウッド（低木 常緑広葉樹） 四ツ橋筋以東：植栽帯：1.5m 上記高木と低木の連続植栽 （植栽帯の立上りなし） 四ツ橋筋以西：植栽帯：1.5m 上記高木（プラタナスとクスノキの規則形混合）と低木の連続積載 （植栽帯の立上りなし） ・歩道舗装材 歩行者道：磁器質タイル（300□） 自転車道：インターロッキングブロック（煉瓦色） ・電線の地中化等 両側 地中式 ・用途地域 商業地域 ・容積率 西横堀以東：1000% 西横堀以西：800% ・地区の特性 総幅員は80mときわめて広いが、道路中央部に四ツ橋筋以東では船場センタービル、以西でも阪神高速の高架があり、景観的に南北が分断されている。 また、歩道上に街路樹はあるが、中央分離帯には植栽はなく、スケールオーバーした大構造物によって無機質の印象を受ける。 沿道建物は業務を主体とした大規模な事務所ビルが多いが、小規模な物販店なども混在している。 歩道幅員は比較的広いが、主要交差点（A交差点）に限らず、歩道上に地下鉄の出入口が多数見られ、出入口付近では、駐輪も多く歩きづらい所も見られる。 三休橋通筋以東：大規模業務ビルと小規模な業務ビルが混在している。1階部分は、物販及び飲食等の店舗が見られる。 三休橋筋～御堂筋：小規模な物販店が多い。 歩行者が多く、看板等の路上占有物も多く、やや雑然とした印象を安ける。 御堂筋～四ツ橋筋：比較的大規模な業務ビルが多い。1階にはショールーム等に利用されているものは見られるものの店舗は少ない。 四ツ橋通筋以西：銀行等の大規模な業務ビルと小規模な業務ビルが混在している。1階部分は物販及び飲食等の店舗が見られる。
	総合設計（公開空地整備）ガイドライン
誘導方針	<p>歩道状公開空地の整備を積極的に誘導し、植栽等による歩行者空間の充実をはかり、道路中央部の高速道路の高架等の圧迫感をやわらげ、潤いとゆとりのある沿道空間を形成する。</p> <p>1階の開放的な利用形態（飲食店、ショールーム等）を進め、空地の質を高める等、より水準の高い街並みをめざす。主要交差点（A交差点）部では、広場状公開空地を誘導し、地下鉄出入口等との一体的整備や低層部での商業、文化系施設の誘導を図り、にぎわいと潤いの形成をめざす。</p> <p>敷地の共同化を積極的に進め、沿道景観の形成と歩行者空間の充実をめざす。</p>
区域	なにわ筋から東横堀川の両側沿道
空地の配置	<p>中央大通に面して幅員4mの歩道状公開空地を設置する。ただし、次の①又は②に該当する場合は、この限りではない。なお、②に該当する場合に限り、にぎわい施設^(※)（外気に有効に開放されたものに限る。）の上部（地上高さ7m以上の部分）に建築物を設けることができる。</p> <p>①中央大通に面して幅員2m以上の敷地内歩道を設けたうえで、それ以外の部分ににぎわい施設^(※)を設ける場合</p> <p>②中央大通に面して幅員2.5m以上の歩道状公開空地を設けたうえで、それ以外の部分ににぎわい施設^(※)を設ける場合</p> <p>敷地境界沿いの歩道状公開空地以外の空地は、その大小にかかわらずまとまりのある広場状空地として整備する。特に主要街路との交差点部では広場状公開空地を設置する。</p>
歩道状公開空地	<ul style="list-style-type: none"> ・中央大通に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地は既設公共歩道と一体的に整備する。 ・中央大通に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地には、既設の街路樹と並列に高木植栽を設け、街路樹（イチョウ）との調和に配慮した樹種選定（高さ、樹形等）とし、街路樹と合わせて格調ある2列植栽を形成する。 ・植栽は高木の他、歩道空間としての機能に配慮しながら、低木、花木や草花等も適宜配置し、緑豊かで開放的な空間を形成する。 ・彫刻やベンチ等のストリートファニチュアも適宜配置し、憩いの空間の形成にも十分な配慮を行う。 ・地下鉄出入口に面する所では植栽位置や、ストリートファニチュア等の配置に十分な配慮を行い、スムーズな歩行者動線を確保する。

広
場
状
公
開
空
地

- ・地下鉄出入口と効果的に連絡させ、わかりやすく利用しやすい位置に地下鉄出入口を設ける。
- ・サンクンガーデン等の積極的な整備により、異なるレベルを連絡する機能を持たせる。
- ・地下鉄出入口を設ける空地には、エスカレーターやエレベーターの併設、誘導点字ブロックの設置等高齢者や身体障害者への配慮を十分に行う。

※にぎわい施設とは、大阪市総合設計許可取扱要綱実施基準第3.4-5によるにぎわい施設をいう。

広
場
状
公
開
空
地

- ・地下鉄出入口と効果的に連絡させ、わかりやすく利用しやすい位置に地下鉄出入口を設ける。
- ・サンクンガーデン等の積極的な整備により、異なるレベルを連絡する機能を持たせる。
- ・地下鉄出入口を設ける空地には、エスカレーターやエレベーターの併設、誘導点字ブロックの設置等高齢者や身体障害者への配慮を十分に行う。

※にぎわい施設とは、大阪市総合設計許可取扱要綱実施基準第3-4-5によるにぎわい施設をいう。

長堀通沿道（A街路）

地区名及び地区特性	<ul style="list-style-type: none"> ・道路幅員 四ツ橋筋以東：総幅員：50～55m 歩道幅員：両側：3m～5m 四ツ橋筋以西：総幅員：55m 歩道幅員：両側：6m ・街路樹等 樹種：コブシ（高木 落葉広葉樹） ヤマモモ（高木 常緑広葉樹） カンツバキ（低木 常緑広葉樹） 植栽帯：1.0m上記高木（コブシとヤマモモの規則形混合）と低木の連続植栽（植栽帯の立ち上がりなし） ・歩道舗装材 洗い出しコンクリートブロック（六角） ・電線の地中化等 北側 高架式（一部地中式） ・用途地域 商業地域 ・容積率 御堂筋沿道：1000% 四ツ橋筋～なにお筋：600% その他：800% ・地区の特性 銀行等のオフィスを主体としているが、1階部分には物販、飲食等の店舗も多く立地しており、歩行者もきわめて多い。 道幅は広く、開放的な沿道景観を形成している。 ただ、街路樹の樹高が小さいため、緑の潤いには欠けている印象を受ける。 北側沿道：大規模な事務所ビルが多いが、比較的新しいビルは少なく、セットバックしている建物もほとんど見られない。 南側沿道：1階部分で物販及び飲食の店舗に利用されているものが多いが、その他の地区では、店舗はあまり見られない。 街区幅が10～15mしかなく敷地規模が小さいが、高層の比較的新しい建築物が多い。 堺筋～四ツ橋筋間の1階部分では、物販及び飲食の店舗に利用されているものも多く、堺筋～御堂筋間では、上階も商業利用されているものもある。 車等のアクセスは裏側（南側）の区画道路からなされており、比較的確りとしたファサードを形成している。
	総合設計（公開空地整備）ガイドライン

誘導方針	<p>北側沿道 歩道状公開空地の整備を積極的に誘導し、潤いとゆとりのある質の高い歩行者空間を形成する。 また、主要交差点（A交差点）部では、広場状公開空地を誘導、地下鉄出入口等との一体的整備や低層部での商業、文化系施設の誘導を図り、にぎわいと潤いの形成をめざす。</p> <p>南側沿道 歩道幅員は比較的大きく、街区幅がきわめて少ないため、ここでは全面的な壁面後退は求めず、バス停等と一体となったポケットスペースの設備や、主要交差点（A交差点）部での広場状公開空地を誘導し、地下鉄出入口等との一体的整備や低層部での商業、文化系施設の誘導を図り、にぎわいと潤いの形成をめざす。 敷地の共同化を積極的に進め、沿道景観の形成と歩行者空間の充実をめざす。</p>
	地区別ガイドライン

区域	北側沿道	南側沿道
----	------	------

空地の配置	<p>長堀通に面して幅員4mの歩道状公開空地を設置する。ただし、次の①又は②に該当する場合は、この限りではない。なお、②に該当する場合に限り、にぎわい施設^(※)（外気に有効に開放されたものに限る。）の上部（地上高さ7m以上の部分）に建築物を設けることができる。</p> <p>①長堀通に面して幅員2m以上の敷地内歩道を設けたうえで、それ以外の適切な位置ににぎわい施設^(※)を設ける場合 ②長堀通に面して幅員2.5m以上の歩道状公開空地を設けたうえで、それ以外の適切な位置ににぎわい施設^(※)を設ける場合</p>	_____
	敷地境界沿いの歩道状公開空地以外の空地は、その大小にかかわらずまとまりのある広場状空地として整備する。特に主要街路との交差点部では広場状公開空地を設置する。	_____

歩道状公開空地	<ul style="list-style-type: none"> ・長堀通に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地は既設公共歩道と一体的に整備する。 ・長堀通に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地には、既設の街路樹と並列に高木植栽を設け、街路樹（コブシ、ヤマモモ）との調和に配慮した樹種選定（高さ、樹形等）とし、街路樹と合わせて格調ある2列植栽を形成する。 ・植栽は高木の他、歩道空間としての機能に配慮しながら、低木、花木や草花等を適宜配置し、緑豊かで開放的な空間を形 	_____
	_____	_____

長堀通沿道（A街路）

地区名及び地区特性	<ul style="list-style-type: none"> ・道路幅員 四ツ橋筋以東：総幅員：50～55m 歩道幅員：両側：3m～5m 四ツ橋筋以西：総幅員：55m 歩道幅員：両側：6m ・街路樹等 樹種：コブシ（高木 落葉広葉樹） ヤマモモ（高木 常緑広葉樹） カンツバキ（低木 常緑広葉樹） 植栽帯：1.0m上記高木（コブシとヤマモモの規則形混合）と低木の連続植栽（植栽帯の立ち上がりなし） ・歩道舗装材 洗い出しコンクリートブロック（六角） ・電線の地中化等 北側 高架式（一部地中式） ・用途地域 商業地域 ・容積率 御堂筋沿道：1000% 四ツ橋筋～なにお筋：600% その他：800% ・地区の特性 銀行等のオフィスを主体としているが、1階部分には物販、飲食等の店舗も多く立地しており、歩行者もきわめて多い。 道幅は広く、開放的な沿道景観を形成している。 ただ、街路樹の樹高が小さいため、緑の潤いには欠けている印象を受ける。 北側沿道：大規模な事務所ビルが多いが、比較的新しいビルは少なく、セットバックしている建物もほとんど見られない。 南側沿道：1階部分で物販及び飲食の店舗に利用されているものが多いが、その他の地区では、店舗はあまり見られない。 街区幅が10～15mしかなく敷地規模が小さいが、高層の比較的新しい建築物が多い。 堺筋～四ツ橋筋間の1階部分では、物販及び飲食の店舗に利用されているものも多く、堺筋～御堂筋間では、上階も商業利用されているものもある。 車等のアクセスは裏側（南側）の区画道路からなされており、比較的確りとしたファサードを形成している。
	総合設計（公開空地整備）ガイドライン

誘導方針	<p>北側沿道 歩道状公開空地の整備を積極的に誘導し、潤いとゆとりのある質の高い歩行者空間を形成する。 また、主要交差点（A交差点）部では、広場状公開空地を誘導、地下鉄出入口等との一体的整備や低層部での商業、文化系施設の誘導を図り、にぎわいと潤いの形成をめざす。</p> <p>南側沿道 歩道幅員は比較的大きく、街区幅がきわめて少ないため、ここでは全面的な壁面後退は求めず、バス停等と一体となったポケットスペースの設備や、主要交差点（A交差点）部での広場状公開空地を誘導し、地下鉄出入口等との一体的整備や低層部での商業、文化系施設の誘導を図り、にぎわいと潤いの形成をめざす。 敷地の共同化を積極的に進め、沿道景観の形成と歩行者空間の充実をめざす。</p>
	地区別ガイドライン

区域	北側沿道	南側沿道
----	------	------

空地の配置	<p>長堀通に面して幅員4mの歩道状公開空地を設置する。ただし、次の①又は②に該当する場合は、この限りではない。なお、②に該当する場合に限り、にぎわい施設^(※)（外気に有効に開放されたものに限る。）の上部（地上高さ7m以上の部分）に建築物を設けることができる。</p> <p>①長堀通に面して幅員2m以上の敷地内歩道を設けたうえで、それ以外の部分ににぎわい施設^(※)を設ける場合 ②長堀通に面して幅員2.5m以上の歩道状公開空地を設けたうえで、それ以外の部分ににぎわい施設^(※)を設ける場合</p>	_____
	敷地境界沿いの歩道状公開空地以外の空地は、その大小にかかわらずまとまりのある広場状空地として整備する。特に主要街路との交差点部では広場状公開空地を設置する。	_____

歩道状公開空地	<ul style="list-style-type: none"> ・長堀通に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地は既設公共歩道と一体的に整備する。 ・長堀通に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地には、既設の街路樹と並列に高木植栽を設け、街路樹（コブシ、ヤマモモ）との調和に配慮した樹種選定（高さ、樹形等）とし、街路樹と合わせて格調ある2列植栽を形成する。 ・植栽は高木の他、歩道空間としての機能に配慮しながら、低木、花木や草花等を適宜配置し、緑豊かで開放的な空間を形成する。 	_____
	_____	_____

	<ul style="list-style-type: none"> 成する。 バスストップ付近では、バス停と一体的な整備を行う。 彫刻やベンチ等のストリートファニチュアも適宜配置し、憩いの空間の形成にも十分な配置を行う。
広場状公開空地	<ul style="list-style-type: none"> 地下鉄出入口と効果的に連絡させ、わかりやすく利用しやすい位置に地下鉄出入口を設ける。サンクンガーデン等の積極的な整備により、異なるレベルを連絡する機能を持たせる。 地下鉄出入口を設ける空地には、エスカレーターやエレベーターの併設、誘導点字ブロックの設置等高齢者や身体障害者への配慮を十分に行う。

※にぎわい施設とは、大阪市総合設計許可取扱要綱実施基準第3.4-5によるにぎわい施設をいう。

	<ul style="list-style-type: none"> バスストップ付近では、バス停と一体的な整備を行う。 彫刻やベンチ等のストリートファニチュアも適宜配置し、憩いの空間の形成にも十分な配置を行う。
広場状公開空地	<ul style="list-style-type: none"> 地下鉄出入口と効果的に連絡させ、わかりやすく利用しやすい位置に地下鉄出入口を設ける。サンクンガーデン等の積極的な整備により、異なるレベルを連絡する機能を持たせる。 地下鉄出入口を設ける空地には、エスカレーターやエレベーターの併設、誘導点字ブロックの設置等高齢者や身体障害者への配慮を十分に行う。

※にぎわい施設とは、大阪市総合設計許可取扱要綱実施基準第3-4-5によるにぎわい施設をいう。

三休橋筋沿道（B街路）

地区名及び地区特性	<ul style="list-style-type: none"> ・道路幅員 ・街路樹等 総幅員：12.0m～13.0m 歩道幅員：両側：2.0m～3.0m 樹種：本町通以北：トウカエデ（高木 落葉広葉樹） 本町通以南：ナシ 植栽帯：ナシ（高木は植栽樹）
	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道舗装材 ・電線の地中化等 ・用途地域 ・容積率 ・地区の特性 コンクリート平板（300□） 車止めナシ 両側 高架式 商業地域 中央大通沿道：1000% 土佐堀通、本町通、長堀通沿道：800% その他：600% 御堂筋、堺筋の間を両筋と並行に南北に貫通し、両筋を補完する歩行者動線となっている。また、道路幅員、沿道の建築物の規模も両筋に比して小さく、落ち着いたヒューマンスケールの街路景観を形成している。
本町通以北の両側沿道	業務ビル（銀行、証券）が多く、一階部分には物販店や飲食店もみられる。御堂筋、堺筋に比して建築規模は小さい。また、筋の北端は歴史的建築物の中央公会堂に行きあたり、筋の両側にも規模は小さいが、歴史的な建物が多く見られる。街路樹のトウカエデが生い茂り、樹高も高く、緑のトンネルを創り出している。ただ、街路樹等で歩道の有効幅員が1.5m以下となり歩行者空間としてのゆとりがない。
本町通以南の両側沿道	街路樹がなく、殺風景な印象を受ける。街路樹がない上に車止めも設置されておらず、歩道に乗り上げて駐車する車もみられ、歩きづらい。沿道は、卸売の業務ビルが多く、一階部分には飲食店が目立つ。

総合設計（公開空地整備）ガイドライン

誘導方針	本町通以北の両側沿道 歩道状公開空地の整備を積極的に誘導し、現況の歩道幅員を補完し、潤いとゆとりのある歩行者空間を形成する。歩道状公開空地に面する一階部分には、できるだけ物販、サービス等の店舗の誘致に努め、にぎわいの創出に努める。 ライトアップされた中之島の中央公会堂等を活かし、沿道の歴史的建造物のライトアップも順次進め、歩道状公開空地では、樹木へのライトアップ、一階のグリルシャッター等の整備により、夜間でも楽しく歩ける空間の整備に努める。 敷地の共同化を積極的に進め、沿道景観の形成と歩行者空間の充実をめざす。
	本町通以南の両側沿道 歩道状公開空地の整備を積極的に誘致し、現況の歩道幅員の補完と、高木の植栽による緑豊かな歩行者空間を形成する。 1階の開放的な利用形態（飲食店、ショールーム等）を進め、空地の質を高める等、より水準の高い街並みをめざす。 敷地の共同化を積極的に進め、沿道景観の形成と歩行者空間の充実をめざす。

地区別ガイドライン

区域	本町以北の両側沿道	本町以南の両側沿道
----	-----------	-----------

空地の配置	三休橋筋に面して幅員4mの歩道状公開空地を設置する。ただし、次の①又は②に該当する場合は、この限りではない。なお、②に該当する場合に限り、にぎわい施設 ^(※) （外気に有効に開放されたものに限る。）の上部（地上高さ7m以上の部分）に建築物を設けることができる。 ①三休橋筋に面して幅員2m以上の敷地内歩道を設けたうえで、それ以外の適切な位置ににぎわい施設 ^(※) を設ける場合 ②三休橋筋に面して幅員2.5m以上の歩道状公開空地を設けたうえで、それ以外の適切な位置ににぎわい施設 ^(※) を設ける場合
	敷地境界沿いの歩道状公開空地以外の空地は、その大小にかかわらずまとまりのある広場状空地として整備する。

歩道状公開	<ul style="list-style-type: none"> ・三休橋筋に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地は既設公共歩道と一体的に整備する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・三休橋筋に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地には、既設の街路樹と並列に高木植栽を設け、街路樹（トウカエデ）との調和に配慮した樹種選定（高さ、樹形等）とし、街路樹と合わせて格調ある2列植栽を形成する。 ・三休橋筋に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地には、本町通以北の街路樹（トウカエデ）との連続に配慮した樹種選定（高さ、樹形等）とする。

三休橋筋沿道（B街路）

地区名及び地区特性	<ul style="list-style-type: none"> ・道路幅員 ・街路樹等 総幅員：12.0m～13.0m 歩道幅員：両側：2.0m～3.0m 樹種：本町通以北：トウカエデ（高木 落葉広葉樹） 本町通以南：ナシ 植栽帯：ナシ（高木は植栽樹）
	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道舗装材 ・電線の地中化等 ・用途地域 ・容積率 ・地区の特性 コンクリート平板（300□） 車止めナシ 両側 高架式 商業地域 中央大通沿道：1000% 土佐堀通、本町通、長堀通沿道：800% その他：600% 御堂筋、堺筋の間を両筋と並行に南北に貫通し、両筋を補完する歩行者動線となっている。また、道路幅員、沿道の建築物の規模も両筋に比して小さく、落ち着いたヒューマンスケールの街路景観を形成している。
本町通以北の両側沿道	業務ビル（銀行、証券）が多く、一階部分には物販店や飲食店もみられる。御堂筋、堺筋に比して建築規模は小さい。また、筋の北端は歴史的建築物の中央公会堂に行きあたり、筋の両側にも規模は小さいが、歴史的な建物が多く見られる。街路樹のトウカエデが生い茂り、樹高も高く、緑のトンネルを創り出している。ただ、街路樹等で歩道の有効幅員が1.5m以下となり歩行者空間としてのゆとりがない。
本町通以南の両側沿道	街路樹がなく、殺風景な印象を受ける。街路樹がない上に車止めも設置されておらず、歩道に乗り上げて駐車する車もみられ、歩きづらい。沿道は、卸売の業務ビルが多く、一階部分には飲食店が目立つ。

総合設計（公開空地整備）ガイドライン

誘導方針	本町通以北の両側沿道 歩道状公開空地の整備を積極的に誘導し、現況の歩道幅員を補完し、潤いとゆとりのある歩行者空間を形成する。歩道状公開空地に面する一階部分には、できるだけ物販、サービス等の店舗の誘致に努め、にぎわいの創出に努める。 ライトアップされた中之島の中央公会堂等を活かし、沿道の歴史的建造物のライトアップも順次進め、歩道状公開空地では、樹木へのライトアップ、一階のグリルシャッター等の整備により、夜間でも楽しく歩ける空間の整備に努める。 敷地の共同化を積極的に進め、沿道景観の形成と歩行者空間の充実をめざす。
	本町通以南の両側沿道 歩道状公開空地の整備を積極的に誘致し、現況の歩道幅員の補完と、高木の植栽による緑豊かな歩行者空間を形成する。 1階の開放的な利用形態（飲食店、ショールーム等）を進め、空地の質を高める等、より水準の高い街並みをめざす。 敷地の共同化を積極的に進め、沿道景観の形成と歩行者空間の充実をめざす。

地区別ガイドライン

区域	本町以北の両側沿道	本町以南の両側沿道
----	-----------	-----------

空地の配置	三休橋筋に面して幅員4mの歩道状公開空地を設置する。ただし、次の①又は②に該当する場合は、この限りではない。なお、②に該当する場合に限り、にぎわい施設 ^(※) （外気に有効に開放されたものに限る。）の上部（地上高さ7m以上の部分）に建築物を設けることができる。 ①三休橋筋に面して幅員2m以上の敷地内歩道を設けたうえで、それ以外の部分ににぎわい施設 ^(※) を設ける場合 ②三休橋筋に面して幅員2.5m以上の歩道状公開空地を設けたうえで、それ以外の部分ににぎわい施設 ^(※) を設ける場合
	敷地境界沿いの歩道状公開空地以外の空地は、その大小にかかわらずまとまりのある広場状空地として整備する。

歩道状公開	<ul style="list-style-type: none"> ・三休橋筋に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地は既設公共歩道と一体的に整備する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・三休橋筋に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地には、既設の街路樹と並列に高木植栽を設け、街路樹（トウカエデ）との調和に配慮した樹種選定（高さ、樹形等）とし、街路樹と合わせて格調ある2列植栽を形成する。 ・三休橋筋に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地には、本町通以北の街路樹（トウカエデ）との連続に配慮した樹種選定（高さ、樹形等）とする。

空地	・高木の足元は、ツリーサークル等により歩行上支障のないような計画とし、原則として立ち上げのある植栽柵による低木の設置は行わない。
広場 状 公 開 空 地	_____

※にぎわい施設とは、大阪市総合設計許可取扱要綱実施基準第3.4-5によるにぎわい施設をいう。

空地	・高木の足元は、ツリーサークル等により歩行上支障のないような計画とし、原則として立ち上げのある植栽柵による低木の設置は行わない。
広場 状 公 開 空 地	_____

※にぎわい施設とは、大阪市総合設計許可取扱要綱実施基準第3-4-5によるにぎわい施設をいう。

平野町通沿道（B街路）

地区名及び地区特性	<ul style="list-style-type: none"> ・道路幅員 総幅員：12.0m～13.0m 歩道幅員：両側：2.5m ・街路樹等 樹種：西横堀以東：アオギリ（高木 落葉広葉樹） 西横堀以西：シラカシ（高木 常緑広葉樹） 植栽帯：ナシ ・歩道舗装材 西横堀以東：コンクリート平板（300□） 車止めナシ 西横堀以西：コンクリート平板（300□） 車止め（コンクリートブロック 20cm 立ち上げ） ・電線の地中化等 両側 高架式 ・用途地域 商業地域 ・容積率 御堂筋沿道：1000% 堺筋、四ツ橋筋、なにわ筋沿道：800% ・地区の特性 土佐堀通、本町通の間を両通と並行に東西に貫通し、両通を補完する歩行者動線となっている。 また、道路幅員、沿道の建築物の規模も両通に比して小さく、落ち着いたヒューマンスケールの街路景観を形成している。 街路樹はアオギリとシラカシで通りに潤いを与えているが、三休橋筋等に比して車の出入口が多く連続的な植栽列を形成していない。 御堂筋以東： 業務ビルが多く、一階部分には物販、飲食店も見られる。 御堂筋～西横堀：建築規模の小さい物販、飲食店も見られる。 西横堀以西： 業務ビルが多く、物販・飲食店はあまり見られない。 		
	総合設計（公開空地整備）ガイドライン		
誘導方針	歩道状公開空地の整備を積極的に誘導し、現況の歩道幅員を補完し、潤いとゆとりのある歩行者空間を形成する。歩道状公開空地に面する一階部分には、できるだけ物販、サービス等の店舗の誘致に努め、にぎわいの創出に努める。敷地の共同化を積極的に進め、沿道景観の形成と歩行者空間の充実をめざす。		
	地区別ガイドライン		
区域	<table border="1"> <tr> <th>西横堀川以東の両側沿道</th> <th>西横堀川以西の両側沿道</th> </tr> </table>	西横堀川以東の両側沿道	西横堀川以西の両側沿道
西横堀川以東の両側沿道	西横堀川以西の両側沿道		
空地の配置	<p>平野町通に面して幅員4mの歩道状公開空地を設置する。ただし、次の①又は②に該当する場合は、この限りではない。なお、②に該当する場合に限り、にぎわい施設^(※)（外気に有効に開放されたものに限る。）の上部（地上高さ7m以上の部分）に建築物を設けることができる。</p> <p>①平野町通に面して幅員2m以上の敷地内歩道を設けたうえで、それ以外の適切な位置ににぎわい施設^(※)を設ける場合</p> <p>②平野町通に面して幅員2.5m以上の歩道状公開空地を設けたうえで、それ以外の適切な位置ににぎわい施設^(※)を設ける場合</p> <p>敷地境界沿いの歩道状公開空地以外の空地は、その大小にかかわらずまとまりのある広場状空地として整備する。</p>		
歩道状公開空地	<ul style="list-style-type: none"> ・平野町通に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地は既設公共歩道と一体的に整備する。 ・平野町通に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地には、既設の街路樹と並列に高木植栽を設け、街路樹（アオギリ）との調和に配慮した樹種選定（高さ、樹形等）とし、街路樹と合わせて格調ある2列植栽を形成する。 ・平野町通に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地には、既設の街路樹と並列に高木植栽を設け、街路樹（シラカシ）との調和に配慮した樹種選定（高さ、樹形等）とし、街路樹と合わせて格調ある2列植栽を形成する。 ・高木の足元は、ツリーサークル等により歩行上支障のないような計画とし、原則として立ち上げのある植栽柵による低木の設置は行わない。 		
広場状公開空地			

※にぎわい施設とは、大阪市総合設計許可取扱要綱実施基準第3-4-5によるにぎわい施設をいう。

平野町通沿道（B街路）

地区名及び地区特性	<ul style="list-style-type: none"> ・道路幅員 総幅員：12.0m～13.0m 歩道幅員：両側：2.5m ・街路樹等 樹種：西横堀以東：アオギリ（高木 落葉広葉樹） 西横堀以西：シラカシ（高木 常緑広葉樹） 植栽帯：ナシ ・歩道舗装材 西横堀以東：コンクリート平板（300□） 車止めナシ 西横堀以西：コンクリート平板（300□） 車止め（コンクリートブロック 20cm 立ち上げ） ・電線の地中化等 両側 高架式 ・用途地域 商業地域 ・容積率 御堂筋沿道：1000% 堺筋、四ツ橋筋、なにわ筋沿道：800% ・地区の特性 土佐堀通、本町通の間を両通と並行に東西に貫通し、両通を補完する歩行者動線となっている。 また、道路幅員、沿道の建築物の規模も両通に比して小さく、落ち着いたヒューマンスケールの街路景観を形成している。 街路樹はアオギリとシラカシで通りに潤いを与えているが、三休橋筋等に比して車の出入口が多く連続的な植栽列を形成していない。 御堂筋以東： 業務ビルが多く、一階部分には物販、飲食店も見られる。 御堂筋～西横堀：建築規模の小さい物販、飲食店も見られる。 西横堀以西： 業務ビルが多く、物販・飲食店はあまり見られない。 		
	総合設計（公開空地整備）ガイドライン		
誘導方針	歩道状公開空地の整備を積極的に誘導し、現況の歩道幅員を補完し、潤いとゆとりのある歩行者空間を形成する。歩道状公開空地に面する一階部分には、できるだけ物販、サービス等の店舗の誘致に努め、にぎわいの創出に努める。敷地の共同化を積極的に進め、沿道景観の形成と歩行者空間の充実をめざす。		
	地区別ガイドライン		
区域	<table border="1"> <tr> <th>西横堀川以東の両側沿道</th> <th>西横堀川以西の両側沿道</th> </tr> </table>	西横堀川以東の両側沿道	西横堀川以西の両側沿道
西横堀川以東の両側沿道	西横堀川以西の両側沿道		
空地の配置	<p>平野町通に面して幅員4mの歩道状公開空地を設置する。ただし、次の①又は②に該当する場合は、この限りではない。なお、②に該当する場合に限り、にぎわい施設^(※)（外気に有効に開放されたものに限る。）の上部（地上高さ7m以上の部分）に建築物を設けることができる。</p> <p>①平野町通に面して幅員2m以上の敷地内歩道を設けたうえで、それ以外の部分ににぎわい施設^(※)を設ける場合</p> <p>②平野町通に面して幅員2.5m以上の歩道状公開空地を設けたうえで、それ以外の部分ににぎわい施設^(※)を設ける場合</p> <p>敷地境界沿いの歩道状公開空地以外の空地は、その大小にかかわらずまとまりのある広場状空地として整備する。</p>		
歩道状公開空地	<ul style="list-style-type: none"> ・平野町通に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地は既設公共歩道と一体的に整備する。 ・平野町通に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地には、既設の街路樹と並列に高木植栽を設け、街路樹（アオギリ）との調和に配慮した樹種選定（高さ、樹形等）とし、街路樹と合わせて格調ある2列植栽を形成する。 ・平野町通に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地には、既設の街路樹と並列に高木植栽を設け、街路樹（シラカシ）との調和に配慮した樹種選定（高さ、樹形等）とし、街路樹と合わせて格調ある2列植栽を形成する。 ・高木の足元は、ツリーサークル等により歩行上支障のないような計画とし、原則として立ち上げのある植栽柵による低木の設置は行わない。 		
広場状公開空地			

※にぎわい施設とは、大阪市総合設計許可取扱要綱実施基準第3-4-5によるにぎわい施設をいう。

久宝寺通沿道（B街路）

地区名及び地区特性	<ul style="list-style-type: none"> ・道路幅員 四ツ橋筋東：総幅員：12～13m 歩道幅員：両側2～2.5m 四ツ橋筋西：総幅員：11～12m 歩道幅員：両側1.2～2m ・街路樹等 ナシ ・歩道舗装材 四ツ橋筋東：コンクリート平板（300□） 四ツ橋筋西：インターロッキングブロック 一部車止め（鉄製ポール） ・電線の地中化等 両側 高架式 ・用途地域 商業地域 ・容積率 御堂筋沿道：1000% 堺筋、四ツ橋筋、なにわ筋沿道：800% その他：600% ・地区の特性 御堂筋以東では、アーケードが設置され、両側沿道は衣料品を中心とする物販店が軒を連ね、商店街を形成している。 御堂筋以西でも、衣料関連の卸を行う事務所ビルが多く、1階部分は店舗となっているものも多い。敷地規模はきわめて小さく、セットバックしている建物もほとんど見られない。 沿道景観は、看板類、アーケード、電柱等により、きわめて煩雑としているが、歩行者が多く、賑やかで活気のある状況を程している。 御堂筋以東： 御堂筋付近を除いて小規模なビルが林立しており、1階はほとんど全て物販店となっている。樹木等の植栽は全くなく、休息できる広場等も見られない。 御堂筋～四ツ橋筋：業務を主体とした中規模のビルが多い。 1階は物販及び飲食に利用されているものが多い。 四ツ橋以西： 業務を主体とした中規模のビルが多い。 1階は物販及び飲食に利用されているものが多い。 歩道幅員が狭く歩きづらい。
	総合設計（公開空地整備）ガイドライン

誘導方針	御堂筋以東の両側沿道 敷地の共同化等を積極的に誘導し、ポケットパーク的広場状公開空地を整備する。 また、ポケットスペースには、歩行者空間に潤いとやすらぎを与える樹木やストリートファニチュアを設置し、買い物の休息スペースとなるよう整備する。
	御堂筋以西の両側沿道 歩道状公開空地の設備を積極的に誘致し、現況の歩道幅員の補完と、高木の植栽による緑豊かな歩行者空間を形成する。 歩道状公開空地に面する1階部分には、物販、サービス等の店舗誘致に努め、にぎわいの創出に努める。 敷地の共同化を積極的に進め、沿道景観の形成と歩行者空間の充実をめざす。

地区別ガイドライン

区域	御堂筋以東の両側沿道	御堂筋以西の両側沿道
空地の配置	久宝寺町通に面して、まとまりのある広場状空地として整備する。	久宝寺通に面して幅員4mの歩道状公開空地を設置する。ただし、次の①又は②に該当する場合は、この限りではない。なお、②に該当する場合に限り、にぎわい施設 ^(※) （外気に有効に開放されたものに限る。）の上部（地上高さ7m以上の部分）に建築物を設けることができる。 ①久宝寺通に面して幅員2m以上の敷地内歩道を設けたうえで、それ以外の適切な位置ににぎわい施設 ^(※) を設ける場合 ②久宝寺通に面して幅員2.5m以上の歩道状公開空地を設けたうえで、それ以外の適切な位置ににぎわい施設 ^(※) を設ける場合 敷地境界沿いの歩道状公開空地以外の空地は、その大小にかかわらずまとまりのある広場状空地として整備する。

久宝寺通沿道（B街路）

地区名及び地区特性	<ul style="list-style-type: none"> ・道路幅員 四ツ橋筋東：総幅員：12～13m 歩道幅員：両側2～2.5m 四ツ橋筋西：総幅員：11～12m 歩道幅員：両側1.2～2m ・街路樹等 ナシ ・歩道舗装材 四ツ橋筋東：コンクリート平板（300□） 四ツ橋筋西：インターロッキングブロック 一部車止め（鉄製ポール） ・電線の地中化等 両側 高架式 ・用途地域 商業地域 ・容積率 御堂筋沿道：1000% 堺筋、四ツ橋筋、なにわ筋沿道：800% その他：600% ・地区の特性 御堂筋以東では、アーケードが設置され、両側沿道は衣料品を中心とする物販店が軒を連ね、商店街を形成している。 御堂筋以西でも、衣料関連の卸を行う事務所ビルが多く、1階部分は店舗となっているものも多い。敷地規模はきわめて小さく、セットバックしている建物もほとんど見られない。 沿道景観は、看板類、アーケード、電柱等により、きわめて煩雑としているが、歩行者が多く、賑やかで活気のある状況を程している。 御堂筋以東： 御堂筋付近を除いて小規模なビルが林立しており、1階はほとんど全て物販店となっている。樹木等の植栽は全くなく、休息できる広場等も見られない。 御堂筋～四ツ橋筋：業務を主体とした中規模のビルが多い。 1階は物販及び飲食に利用されているものが多い。 四ツ橋以西： 業務を主体とした中規模のビルが多い。 1階は物販及び飲食に利用されているものが多い。 歩道幅員が狭く歩きづらい。
	総合設計（公開空地整備）ガイドライン

誘導方針	御堂筋以東の両側沿道 敷地の共同化等を積極的に誘導し、ポケットパーク的広場状公開空地を整備する。 また、ポケットスペースには、歩行者空間に潤いとやすらぎを与える樹木やストリートファニチュアを設置し、買い物の休息スペースとなるよう整備する。
	御堂筋以西の両側沿道 歩道状公開空地の設備を積極的に誘致し、現況の歩道幅員の補完と、高木の植栽による緑豊かな歩行者空間を形成する。 歩道状公開空地に面する1階部分には、物販、サービス等の店舗誘致に努め、にぎわいの創出に努める。 敷地の共同化を積極的に進め、沿道景観の形成と歩行者空間の充実をめざす。

地区別ガイドライン

区域	御堂筋以東の両側沿道	御堂筋以西の両側沿道
空地の配置	久宝寺町通に面して、まとまりのある広場状空地として整備する。	久宝寺通に面して幅員4mの歩道状公開空地を設置する。ただし、次の①又は②に該当する場合は、この限りではない。なお、②に該当する場合に限り、にぎわい施設 ^(※) （外気に有効に開放されたものに限る。）の上部（地上高さ7m以上の部分）に建築物を設けることができる。 ①久宝寺通に面して幅員2m以上の敷地内歩道を設けたうえで、それ以外の部分ににぎわい施設 ^(※) を設ける場合 ②久宝寺通に面して幅員2.5m以上の歩道状公開空地を設けたうえで、それ以外の部分ににぎわい施設 ^(※) を設ける場合 敷地境界沿いの歩道状公開空地以外の空地は、その大小にかかわらずまとまりのある広場状空地として整備する。

歩道状公開空地		<ul style="list-style-type: none"> ・久宝寺通に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地は既設公共歩道と一体的に整備する。 ・久宝寺通に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地に街路樹形式の高木植栽を設ける。 ・高木の足元はツリーサークル等により、歩行上支障のないような計画とし、原則として植栽柵による低木の設置は行わない。
広場状公開空地	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽は高木の他、歩道空間としての機能に配慮しながら、低木、花木や草花も適宜配置し、緑豊かで開放的な空間を形成する。 ・彫刻やベンチ等のストリートファニチュアも適宜配置し、憩いの空間の形成にも十分な配慮を行う。 	

※にぎわい施設とは、大阪市総合設計許可取扱要綱実施基準第3.4-5によるにぎわい施設をいう。

歩道状公開空地		<ul style="list-style-type: none"> ・久宝寺通に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地は既設公共歩道と一体的に整備する。 ・久宝寺通に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地に街路樹形式の高木植栽を設ける。 ・高木の足元はツリーサークル等により、歩行上支障のないような計画とし、原則として植栽柵による低木の設置は行わない。
広場状公開空地	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽は高木の他、歩道空間としての機能に配慮しながら、低木、花木や草花も適宜配置し、緑豊かで開放的な空間を形成する。 ・彫刻やベンチ等のストリートファニチュアも適宜配置し、憩いの空間の形成にも十分な配慮を行う。 	

※にぎわい施設とは、大阪市総合設計許可取扱要綱実施基準第3-4-5によるにぎわい施設をいう。

高麗橋通沿道（C街路）				
地区名及び地区特性	<ul style="list-style-type: none"> ・道路幅員 総幅員：西横堀以東：総幅員：8.0m 歩道幅員：ナシ 西横堀以西：総幅員：8.0m 歩道幅員：両側 2.0m（南側のみ） ・街路樹等 ナシ ・歩道舗装材 西横堀以東：ナシ 西横堀以西：アスファルト 一部車止め（鉄製） ・電線の地中化等 両側 高架式 ・用途地域 商業地域 ・容積率 御堂筋沿道：1000% 堺筋、四ツ橋筋、なにわ筋沿道：800% 四ツ橋～なにわ筋：400% その他：600% ・地区の特性 土佐堀通等を補完する歩行者動線となっているが、歩道はほとんど整備されていない。 西横堀以東：銀行、証券等の業務を主体とした通りを形成している。 船場建築線規制があり、壁面後退自体はかなり進んでいるが、隣接する敷地とのレベル差の存在、仕上げ材の違い、駐輪、駐車、隣接地との仕切壁、車止め、看板等の路上占有物によって歩行者空間として機能していないものも多い。 また、三休橋筋～御堂筋間には、駐車場に利用されている空地が多いが、敷地境界にネットフェンス等が設置されており、船場建築線等の連続性がない。 西横堀以西：業務を主体とした通りを形成している。 南側には、歩道が整備されているが、車止めのない所では駐車の上り上げも多く歩きづらい。 			
	総合設計（公開空地整備）ガイドライン			
誘導方針	<p>西横堀以東両側沿道</p> <p>歩道状公開空地の整備を積極的に誘導し、船場建築線の後退による歩道と一体的な整備を図り、現況の歩道幅員を補完し、高木の植栽による緑豊かな歩行者空間を形成する。</p> <p>歩道状公開空地に面する1階部分には、できるだけ物販、サービス等の店舗の誘致に努め、賑わいの創出に努める。</p> <p>敷地の共同化を積極的に進め、沿道景観の形成と歩行者空間の充実をめざす</p>			
	<p>西横堀以西の両側沿道</p> <p>歩道状公開空地の整備を積極的に誘致し、現況の歩道幅員の補完と、高木の植栽による緑豊かな歩行者空間を形成する。</p> <p>1階の開放的な利用形態（飲食店、ショールーム等）を進め、空地の質を高める等、より水準の高い街並をめざす。</p> <p>敷地の共同化を積極的に進め、沿道景観の形成と歩行者空間の充実をめざす。</p>			
地区別ガイドライン				
区域	西横堀川以東の両側沿道	西横堀川以西の北側沿道	西横堀川以西の南側沿道	
空地の配置	<p>高麗橋通に面して幅員4mの歩道状公開空地を設置する。ただし、次の①又は②に該当する場合は、この限りではない。なお、②に該当する場合に限り、にぎわい施設^(※)（外気に有効に開放されたものに限る。）の上部（地上高さ7m以上の部分）に建築物を設けることができる。</p> <p>①高麗橋通に面して幅員2m以上の敷地内歩道を設けたうえで、それ以外の適切な位置^(※)ににぎわい施設^(※)を設ける場合</p> <p>②高麗橋通に面して幅員2.5m以上の歩道状公開空地を設けたうえで、それ以外の適切な位置^(※)ににぎわい施設^(※)を設ける場合</p> <p>敷地境界沿いの歩道状公開空地以外の空地は、その大小にかかわらずまとまりのある広場状空地として整備する。</p>			
	歩道状公開空地	<ul style="list-style-type: none"> ・高麗橋通に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地は船場建築線による空地と一体的に整備する。 ・高木の植栽は道路との境界沿い（船場建築線内）に街路樹状の高木植栽を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高木の植栽は、道路との境界沿いに街路樹状の高木植栽を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高麗橋通に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地は既設公共歩道と一体的に整備する。 ・高木の足元はツリーサークル等により、歩行上支障のないような計画とし、原則として植栽柵による低木の設置は行わない。
歩道状公開空地	<ul style="list-style-type: none"> ・高木の足元は低木及び地被類による植栽帯を設け、不法駐車の前除と歩行者の安全確保を図る。 		<ul style="list-style-type: none"> ・高木の足元は低木及び地被類による植栽帯を設け、不法駐車の前除と歩行者の安全確保を図る。 	

高麗橋通沿道（C街路）				
地区名及び地区特性	<ul style="list-style-type: none"> ・道路幅員 総幅員：西横堀以東：総幅員：8.0m 歩道幅員：ナシ 西横堀以西：総幅員：8.0m 歩道幅員：両側 2.0m（南側のみ） ・街路樹等 ナシ ・歩道舗装材 西横堀以東：ナシ 西横堀以西：アスファルト 一部車止め（鉄製） ・電線の地中化等 両側 高架式 ・用途地域 商業地域 ・容積率 御堂筋沿道：1000% 堺筋、四ツ橋筋、なにわ筋沿道：800% 四ツ橋～なにわ筋：400% その他：600% ・地区の特性 土佐堀通等を補完する歩行者動線となっているが、歩道はほとんど整備されていない。 西横堀以東：銀行、証券等の業務を主体とした通りを形成している。 船場建築線規制があり、壁面後退自体はかなり進んでいるが、隣接する敷地とのレベル差の存在、仕上げ材の違い、駐輪、駐車、隣接地との仕切壁、車止め、看板等の路上占有物によって歩行者空間として機能していないものも多い。 また、三休橋筋～御堂筋間には、駐車場に利用されている空地が多いが、敷地境界にネットフェンス等が設置されており、船場建築線等の連続性がない。 西横堀以西：業務を主体とした通りを形成している。 南側には、歩道が整備されているが、車止めのない所では駐車の上り上げも多く歩きづらい。 			
	総合設計（公開空地整備）ガイドライン			
誘導方針	<p>西横堀以東両側沿道</p> <p>歩道状公開空地の整備を積極的に誘導し、船場建築線の後退による歩道と一体的な整備を図り、現況の歩道幅員を補完し、高木の植栽による緑豊かな歩行者空間を形成する。</p> <p>歩道状公開空地に面する1階部分には、できるだけ物販、サービス等の店舗の誘致に努め、賑わいの創出に努める。</p> <p>敷地の共同化を積極的に進め、沿道景観の形成と歩行者空間の充実をめざす</p>			
	<p>西横堀以西の両側沿道</p> <p>歩道状公開空地の整備を積極的に誘致し、現況の歩道幅員の補完と、高木の植栽による緑豊かな歩行者空間を形成する。</p> <p>1階の開放的な利用形態（飲食店、ショールーム等）を進め、空地の質を高める等、より水準の高い街並をめざす。</p> <p>敷地の共同化を積極的に進め、沿道景観の形成と歩行者空間の充実をめざす。</p>			
地区別ガイドライン				
区域	西横堀川以東の両側沿道	西横堀川以西の北側沿道	西横堀川以西の南側沿道	
空地の配置	<p>高麗橋通に面して幅員4mの歩道状公開空地を設置する。ただし、次の①又は②に該当する場合は、この限りではない。なお、②に該当する場合に限り、にぎわい施設^(※)（外気に有効に開放されたものに限る。）の上部（地上高さ7m以上の部分）に建築物を設けることができる。</p> <p>①高麗橋通に面して幅員2m以上の敷地内歩道を設けたうえで、それ以外の部分^(※)ににぎわい施設^(※)を設ける場合</p> <p>②高麗橋通に面して幅員2.5m以上の歩道状公開空地を設けたうえで、それ以外の部分^(※)ににぎわい施設^(※)を設ける場合</p> <p>敷地境界沿いの歩道状公開空地以外の空地は、その大小にかかわらずまとまりのある広場状空地として整備する。</p>			
	歩道状公開空地	<ul style="list-style-type: none"> ・高麗橋通に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地は船場建築線による空地と一体的に整備する。 ・高木の植栽は道路との境界沿い（船場建築線内）に街路樹状の高木植栽を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高木の植栽は、道路との境界沿いに街路樹状の高木植栽を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高麗橋通に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地は既設公共歩道と一体的に整備する。 ・高木の足元はツリーサークル等により、歩行上支障のないような計画とし、原則として植栽柵による低木の設置は行わない。
歩道状公開空地	<ul style="list-style-type: none"> ・高木の足元は低木及び地被類による植栽帯を設け、不法駐車の前除と歩行者の安全確保を図る。 		<ul style="list-style-type: none"> ・高木の足元は低木及び地被類による植栽帯を設け、不法駐車の前除と歩行者の安全確保を図る。 	

広
場
状
公
開
空
地

※にぎわい施設とは、大阪市総合設計許可取扱要綱実施基準第3.4-5によるにぎわい施設をいう。

広
場
状
公
開
空
地

※にぎわい施設とは、大阪市総合設計許可取扱要綱実施基準第3-4-5によるにぎわい施設をいう。

備後町通沿道（C街路）

地区名及び地区特性	<ul style="list-style-type: none"> ・道路幅員 西横堀以東：総幅員：8m 歩道幅員：両側1.3～1.5m 西横堀以西：総幅員：11m 歩道幅員：両側1.3～1.5m
	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹等 ナシ ・歩道舗装材 アスファルト 一部車止め（鉄製） ・電線の地中化等 両側 高架式 ・用途地域 商業地域 ・容積率 御堂筋沿道：1000% 堺筋、四ツ橋筋、なにな筋沿道：800% 四ツ橋～なにな筋：400% その他：600% ・地区の特性 本町通を補完する歩行者動線となっている。歩道幅員が1.5m以下と少なく、電柱等の路上施設や、車の乗り上げ駐車によりきわめて歩きづらい状況にある。また、街路樹もなく潤いにつけ、殺風景な印象は否めない。
西横堀以東：	業務ビルが主体であるが、1階部分には物販店も見られる。船場建築線規制があり、壁面後退自体はかなり進んでいるが、歩道及び隣接する敷地とのレベルの差の存在、仕上げ材の違い、駐輪、駐車、隣接地との仕切り壁、車止め、看板等の路上占有物によって歩行者空間として機能していないものも多い。
西横堀以西：	業務ビルが主体であり、南側に一部マンションの立地がある。

総合設計（公開空地整備）ガイドライン

誘導方針	<p>西横堀以東の両側沿道</p> <p>歩道状公開空地の整備を積極的に誘導し、船場建築線の後退による歩道と一体的な整備を図り、現況の歩道幅員を補完し、高木の植栽による緑豊かな歩行者空間を形成する。</p> <p>歩道状公開空地に面する1階部分には、できるだけ物販、サービス等の店舗の誘致に努め、賑わいの創出に努める。</p> <p>敷地の共同化を積極的に進め、沿道景観の形成と歩行者空間の充実をめざす。</p>
	<p>西横堀以西の両側沿道</p> <p>歩道状公開空地の整備を積極的に誘致し、現況の歩道幅員の補完と、高木の植栽による緑豊かな歩行者空間を形成する。</p> <p>1階の開放的な利用形態（飲食店、ショールーム等）を進め、空地の質を高める等、より水準の高い街並をめざす。</p> <p>敷地の共同化を積極的に進め、沿道景観の形成と歩行者空間の充実をめざす。</p>

地区別ガイドライン

区域	西横堀川以東の両側沿道	西横堀川以西の南側沿道
空地の配置	<p>備後町通に面して幅員4mの歩道状公開空地を設置する。ただし、次の①又は②に該当する場合は、この限りではない。なお、②に該当する場合に限り、にぎわい施設^(※)（外気に有効に開放されたものに限る。）の上部（地上高さ7m以上の部分）に建築物を設けることができる。</p> <p>①備後町通に面して幅員2m以上の敷地内歩道を設けたうえで、それ以外の適切な位置ににぎわい施設^(※)を設ける場合</p> <p>②備後町通に面して幅員2.5m以上の歩道状公開空地を設けたうえで、それ以外の適切な位置ににぎわい施設^(※)を設ける場合</p> <p>敷地境界沿いの歩道状公開空地以外の空地は、その大小にかかわらずまとまりのある広場状空地として整備する。</p>	
歩道状公開空地	<ul style="list-style-type: none"> ・備後町通に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地は船場建築線による空地及び既設公共歩道と一体的に整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・備後町通に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地は既設公共歩道と一体的に整備する。
広場状公開空地	<ul style="list-style-type: none"> ・高木の足元はツリーサークル等により、歩行上支障のないような計画とし、原則として立ち上げのある植栽樹による低木の設置は行わない。 	

備後町通沿道（C街路）

地区名及び地区特性	<ul style="list-style-type: none"> ・道路幅員 西横堀以東：総幅員：8m 歩道幅員：両側1.3～1.5m 西横堀以西：総幅員：11m 歩道幅員：両側1.3～1.5m
	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹等 ナシ ・歩道舗装材 アスファルト 一部車止め（鉄製） ・電線の地中化等 両側 高架式 ・用途地域 商業地域 ・容積率 御堂筋沿道：1000% 堺筋、四ツ橋筋、なにな筋沿道：800% 四ツ橋～なにな筋：400% その他：600% ・地区の特性 本町通を補完する歩行者動線となっている。歩道幅員が1.5m以下と少なく、電柱等の路上施設や、車の乗り上げ駐車によりきわめて歩きづらい状況にある。また、街路樹もなく潤いにつけ、殺風景な印象は否めない。
西横堀以東：	業務ビルが主体であるが、1階部分には物販店も見られる。船場建築線規制があり、壁面後退自体はかなり進んでいるが、歩道及び隣接する敷地とのレベルの差の存在、仕上げ材の違い、駐輪、駐車、隣接地との仕切り壁、車止め、看板等の路上占有物によって歩行者空間として機能していないものも多い。
西横堀以西：	業務ビルが主体であり、南側に一部マンションの立地がある。

総合設計（公開空地整備）ガイドライン

誘導方針	<p>西横堀以東の両側沿道</p> <p>歩道状公開空地の整備を積極的に誘導し、船場建築線の後退による歩道と一体的な整備を図り、現況の歩道幅員を補完し、高木の植栽による緑豊かな歩行者空間を形成する。</p> <p>歩道状公開空地に面する1階部分には、できるだけ物販、サービス等の店舗の誘致に努め、賑わいの創出に努める。</p> <p>敷地の共同化を積極的に進め、沿道景観の形成と歩行者空間の充実をめざす。</p>
	<p>西横堀以西の両側沿道</p> <p>歩道状公開空地の整備を積極的に誘致し、現況の歩道幅員の補完と、高木の植栽による緑豊かな歩行者空間を形成する。</p> <p>1階の開放的な利用形態（飲食店、ショールーム等）を進め、空地の質を高める等、より水準の高い街並をめざす。</p> <p>敷地の共同化を積極的に進め、沿道景観の形成と歩行者空間の充実をめざす。</p>

地区別ガイドライン

区域	西横堀川以東の両側沿道	西横堀川以西の南側沿道
空地の配置	<p>備後町通に面して幅員4mの歩道状公開空地を設置する。ただし、次の①又は②に該当する場合は、この限りではない。なお、②に該当する場合に限り、にぎわい施設^(※)（外気に有効に開放されたものに限る。）の上部（地上高さ7m以上の部分）に建築物を設けることができる。</p> <p>①備後町通に面して幅員2m以上の敷地内歩道を設けたうえで、それ以外の部分ににぎわい施設^(※)を設ける場合</p> <p>②備後町通に面して幅員2.5m以上の歩道状公開空地を設けたうえで、それ以外の部分ににぎわい施設^(※)を設ける場合</p> <p>敷地境界沿いの歩道状公開空地以外の空地は、その大小にかかわらずまとまりのある広場状空地として整備する。</p>	
歩道状公開空地	<ul style="list-style-type: none"> ・備後町通に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地は船場建築線による空地及び既設公共歩道と一体的に整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・備後町通に面した敷地内歩道又は歩道状公開空地は既設公共歩道と一体的に整備する。
広場状公開空地	<ul style="list-style-type: none"> ・高木の足元はツリーサークル等により、歩行上支障のないような計画とし、原則として立ち上げのある植栽樹による低木の設置は行わない。 	

※にぎわい施設とは、大阪市総合設計許可取扱要綱実施基準第3.4-5によるにぎわい施設をいう。

※にぎわい施設とは、大阪市総合設計許可取扱要綱実施基準第3-4-5によるにぎわい施設をいう。

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

このガイドラインは、令和8年4月1日から実施する。